

令和6年度 第3回大垣市子育て支援会議

と き：令和6年8月20日（火）13:30～

ところ：大垣市役所 8階 大会議室

次 第

1 議 題

- (1) 次期子育て支援計画の策定について
（仮称）大垣市こども未来計画 素案①（前編）

資料No. 1

- (2) 大垣市子育て支援条例の改正（案）について

資料No. 2

2 その他

- (1) こどもの意見交換会等の実施結果報告について

資料No. 3

すべてのこどもが等しく健やかで幸せに育ち
こどもまんなか社会の実現を目指す 共育でのまち

(仮称)大垣市こども未来計画

(令和7年度～11年度)

素案① (前編)

令和7年3月

大 垣 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景……………1
2. 計画の対象 ……………2
3. 計画の位置づけ……………3
4. 計画の期間 ……………5
5. こども及び子育て支援に関する調査等……………6
6. 持続可能な開発目標（SDGs）の反映……………9

第2章 現状と見込み

1. 人口等の状況……………10
2. アンケート調査結果からみえる現状……………21

第3章 施策の展開

1. 基本理念 ……………28
2. 基本目標 ……………29
3. 施策の体系 ……………30

4. 基本施策・実施計画

基本目標Ⅰ ずっとずっとたくましく生きるこどもをはぐくむための環境づくり

基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

基本目標Ⅲ こどもと一緒に取り組むまちづくり

第4章 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策

1. 必要事業量（量の見込み）と確保方策の設定等
2. 量の見込みと提供体制の確保

第5章 計画の推進体制

1. 計画策定体制など

資 料

1. 計画策定経過
2. （仮称）大垣市こども未来会議
3. 大垣市子育て支援対策推進本部設置要綱
4. （仮称）大垣市こども未来条例

2 計画の対象

本計画の対象は、こども大綱を踏まえ、こどもや若者、子育て当事者を中心に、地域、事業者等とします。

なお、本計画における「こども」とは、こども基本法に基づき、「心身の発達の過程にある者」としています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

参考：各種法令による児童等の区分

法令等名称	児童等の区分	説明
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。 若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。
児童福祉法	児童	18歳未満の者 ・乳児：1歳未満の者 ・幼児：1歳から小学校就学に達するまで ・少年：小学校就学から18歳に達するまで
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
児童扶養手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

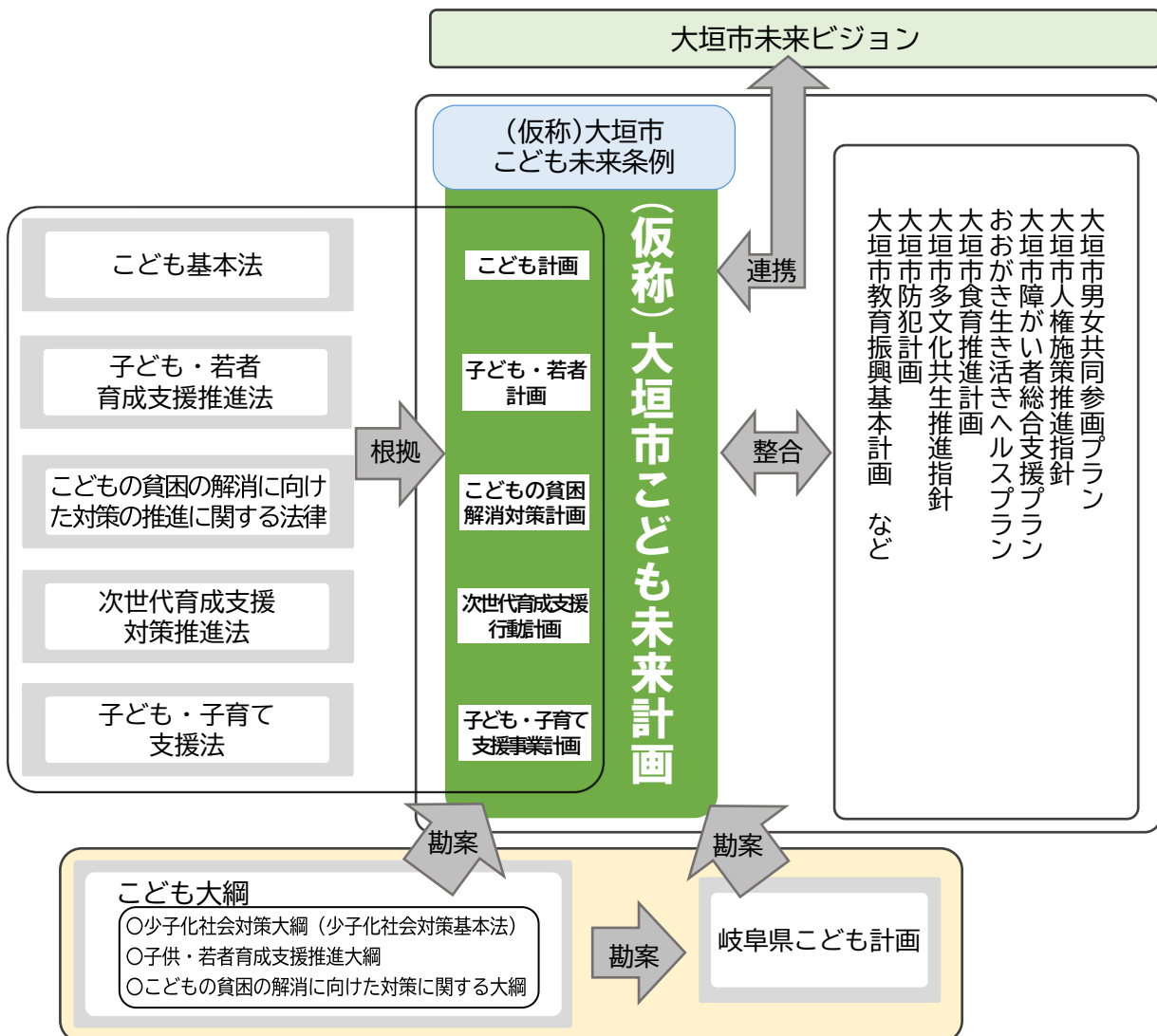
3 計画の位置づけ

(1) 本計画と法令等及び各種計画との関係

本計画は、「大垣市未来ビジョン」を上位計画とし、本市の未来都市像「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」の実現に向けて、母子保健サービスや保育・幼児教育、子育て支援、子育て支援拠点等の充実を図るとともに、本計画の策定及び着実な実施を通して、市民が「子育て日本一のまち」を実感し、大垣で安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちづくりを推進するための計画として位置づけます。

また、本計画は、こども基本法に基づく「こども計画」等と一体的なものとして策定するもので、(仮称)大垣市こども未来条例に基づき、こどもまんなか社会を実現するため取り組むべき内容を定めたものです。

なお、策定に当たっては、国のこども大綱及び岐阜県こども計画を勘案し、市の各種計画等との整合を図ります。



(2) 国の関係法律等の動向

年度	法律・制度等	主な内容
平成24年	子ども・子育て関連3法の成立	○子ども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
25年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	○教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策による、子どもの貧困対策の総合的な推進
26年	次世代育成支援対策推進法の延長	○次世代育成支援対策のさらなる推進・強化のため、令和7年3月までの10年間の時限法として延長
	子供の貧困対策に関する大綱	○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定
	少子化社会対策大綱の改定	○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針の改定
27年	子ども・子育て支援新制度	○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ○認定こども園制度の改善 ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
	子供・若者育成支援推進大綱	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
令和元年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	○目的の充実により、子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 ○市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正(幼児教育・保育の無償化)	○主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	○法律の一部改正を踏まえて、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定
4年	児童福祉法等の一部を改正する法律	○児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
5年	こども基本法	○日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に策定
	こども大綱	○従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱を策定

4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、施策の実施状況の評価等により変更の必要が生じた場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

<計画期間>

平成22年度～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大垣市子育て支援計画					
	(仮称)大垣市こども未来計画				

5 こども及び子育て支援に関する調査等

本計画の策定に伴い、その基礎資料としてこども及び子育てに関する意向を把握するため、各種アンケート調査等を実施しました。

(1) 子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）

① 調査内容

子育て支援のための施策やサービスの利用状況等のニーズ、重要度・満足度等について ほか

② 調査対象者と回収状況

対 象	配布数	回収件数	回収率
就学前児童の保護者	1,600 通	721 通	45.1%
小学生の保護者	1,600 通	686 通	42.9%
合計	3,200 通	1,407 通	44.0%

③ 調査期間

令和5年11月1日～令和5年11月17日

(2) こどもの生活状況調査

① 調査内容

学校生活・生活習慣、自分の思いや気持ち、生活の満足度、放課後の過ごし方、習いごとについて ほか

② 調査対象者と回収状況

対 象（こども）	配布数	回収件数	回収率
小学5年生	500 通	240 通	48.0%
中学2年生	500 通	200 通	40.0%
合計	1,000 通	440 通	44.0%

対 象（保護者）	配布数	回収件数	回収率
小学1年生の保護者	500 通	273 通	54.6%
小学5年生の保護者	500 通	278 通	55.6%
中学2年生の保護者	500 通	264 通	52.8%
合計	1,500 通	815 通	54.3%

③ 調査期間

令和5年11月1日～令和5年11月17日

(3) 子育て支援に関するアンケート調査（16歳以上対象）

① 調査内容

こどもの居場所の必要性、子育て支援施策の満足度・重要度について ほか

② 調査対象者と回収状況

対 象	配布数	回収件数	回収率
16歳以上の市民	800 通	282 通	35.3%

③ 調査期間

令和6年1月29日～令和6年2月13日

(4) こどもの居場所アンケート調査

① 調査内容

こどもの居場所の現状・意向について ほか

② 調査対象者と回収状況

対 象	配布数	回収件数	回収率
小学3～4年生	696 通	646 通	92.8%
小学5～6年生	801 通	723 通	90.3%
中学生	1,676 通	1,337 通	79.8%
合計	3,173 通	2,706 通	85.3%

③ 調査期間

令和5年9月19日～令和5年10月6日

(5) こどものための取り組みについてのアンケート調査

① 調査内容

こどもの権利、少子化対策について ほか

② 調査対象者と回答状況

調査対象者 市内在住在学の小中学生及び高校生

回答状況 2,598 件（小学生 1,248、中学生 415、高校生 935）

③ 調査期間

令和6年7月1日～令和6年7月20日

(6) こどもまんなか意見交換会

① テーマ

こどもの居場所づくりについて、こどもの権利について、少子化対策について ほか

② 対象者 市内在住在学の中学生及び高校生

③ 実施日 令和6年8月7日

(7) パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、大垣市パブリック・コメント手続要綱に基づくパブリック・コメントを実施し、計画案を広く市民に公表して意見等を求めました。

① 実施期間 令和6年12月●日(●)～令和7年●月●日(●)

② 意見提出件数 ●件(●人)

6 持続可能な開発目標（SDGs）の反映

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2030年を年限とする国際社会全体で取り組む目標であり、2015年の国連サミットで採択されました。SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール（目標）が設定されています。

また、国が策定する「SDGs実施指針」では、地方自治体が各種計画等の策定や改訂に当たる際は、SDGsを最大限に反映することを奨励していることを踏まえ、本計画の策定においてもSDGsの反映に努めます。



掲載人口等について、国勢調査、住民基本台帳、西濃地域の公衆衛生の数値を使用していますが、公表数値を確認し可能な範囲で統一予定。

第2章 現状と見込み

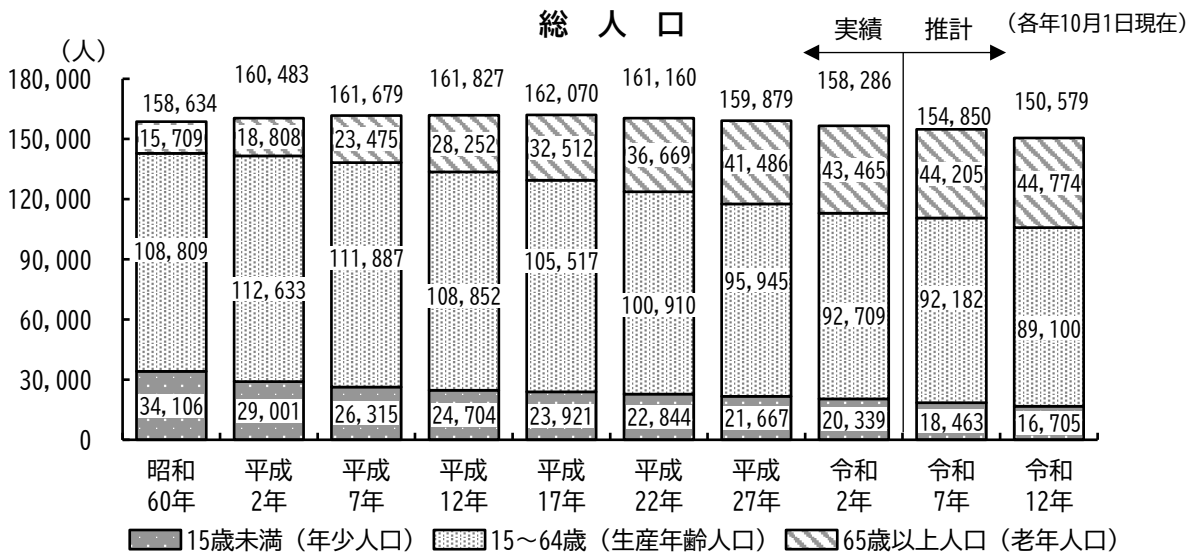
1 人口等の状況

(1) 人口構造

① 人口の推移

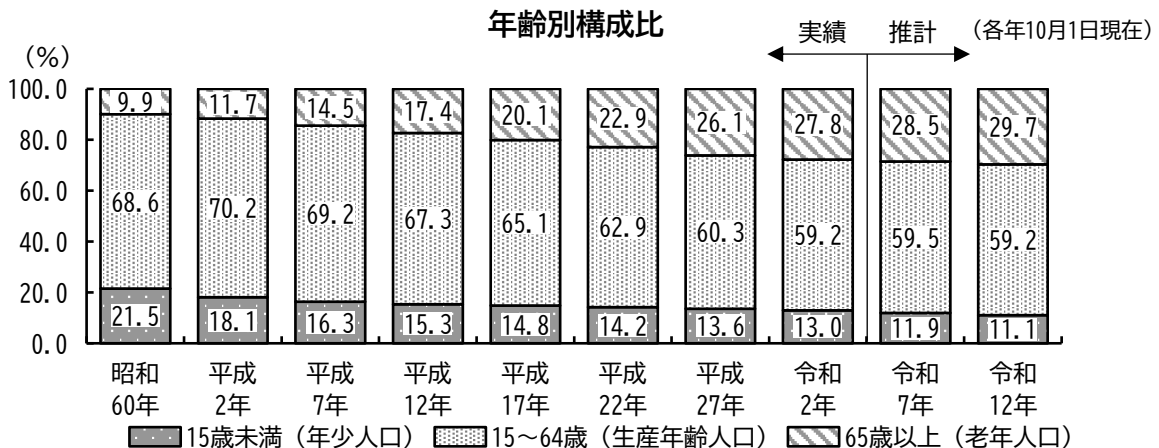
本市の総人口は平成17年の162,070人をピークに減少傾向にあります。令和12年の推計総人口は150,579人で、令和2年から約7,700人減少する見込みです。

また、年齢別構成比では、15歳未満（年少人口）の減少傾向が続いていることから、今後も、少子化が進展するものと思われます。



資料：実績（令和2年度まで）は、総務省「国勢調査」、推計（令和7年度以降）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

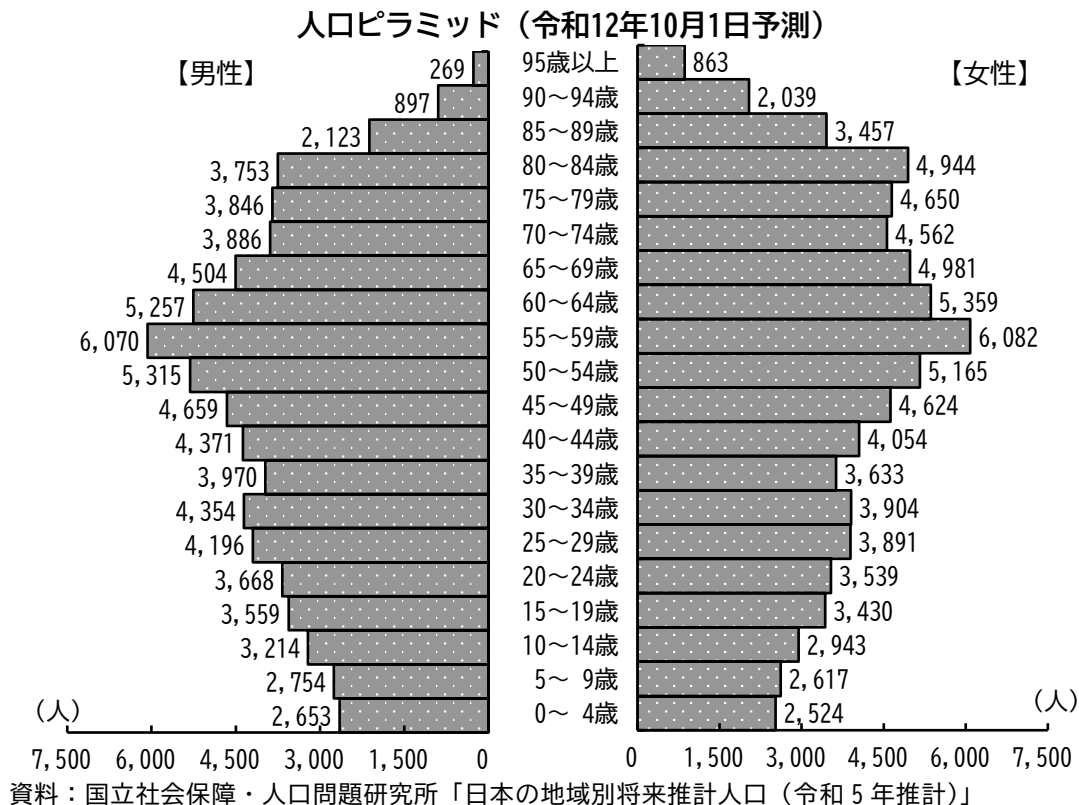
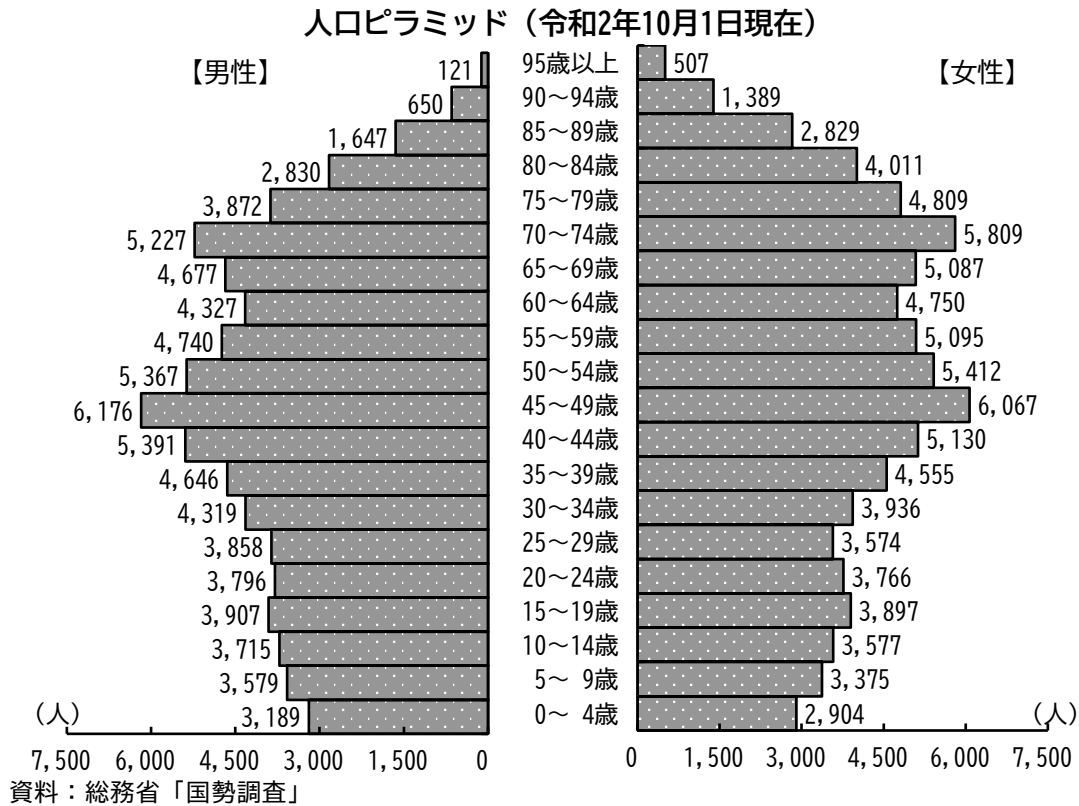
（注）総人口は年齢不詳を含む



資料：実績（令和2年度まで）は総務省「国勢調査」、推計（令和7年度以降）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

② 人口ピラミッド

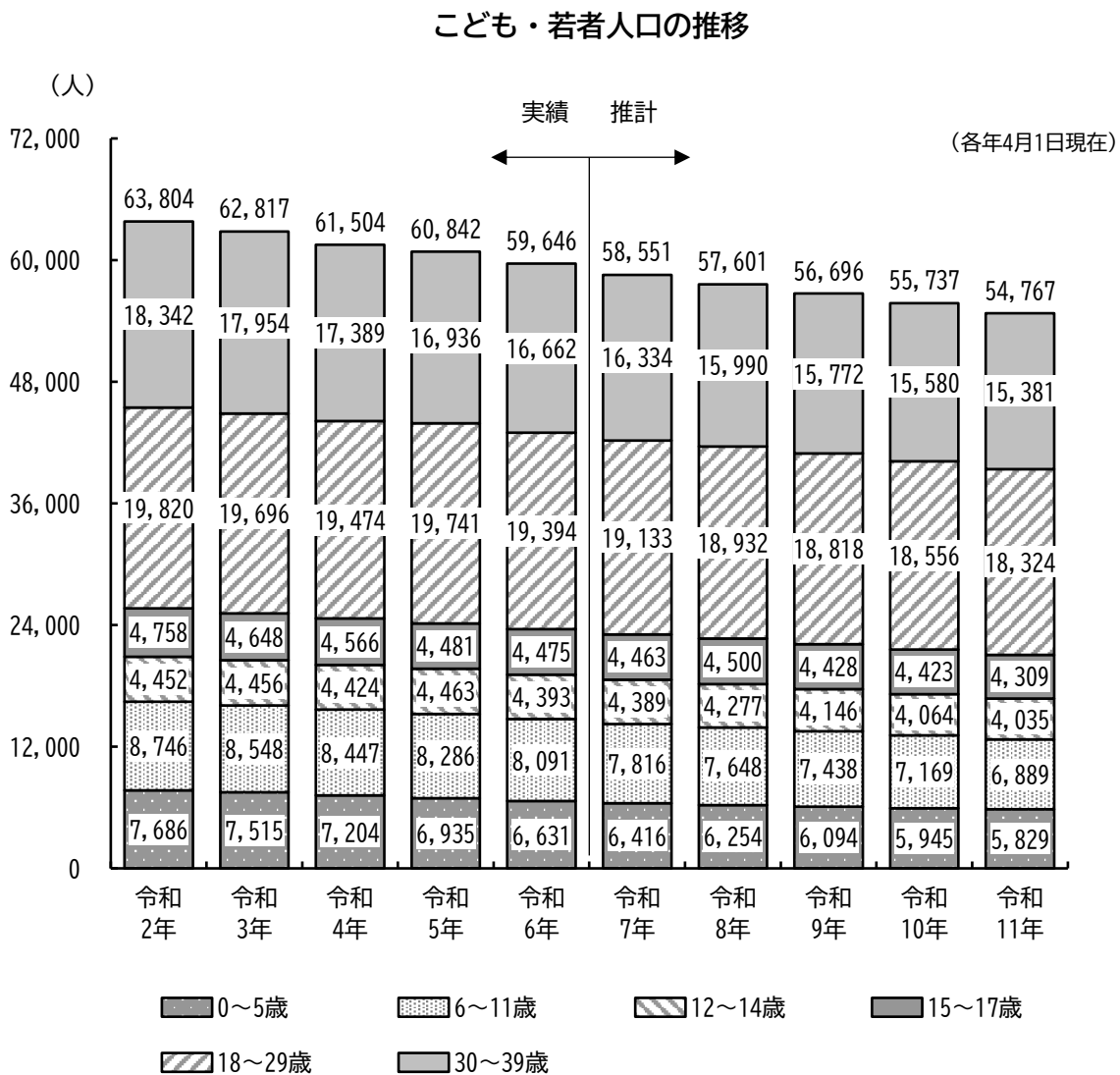
人口ピラミッド（令和2年10月1日現在）では、男女とも「45～49歳（第2次ベビーブーム世代）」が最も多く、年齢が下がるにつれて人口が減少し、少子化が進んでいることが伺えます。



③ こども・若者人口の推移

本市のこども・若者人口（0歳～39歳）は、少子化の進展に伴い減少しており、令和6年4月1日現在、59,646人で令和2年の63,804人より4,158人の減となっており、今後も同様に減少が予測されます。

また、年齢階級別においても、全ての区分において減少傾向となっています。



資料：実績（令和6年度まで）は大垣市住民基本台帳、推計（令和7年度以降）はコーホート変化率法による推計

（注）コーホート変化率法による推計

$$(n\text{歳の人口}) = (\text{前年の}n-1\text{歳の人口}) \times \text{変化率} (\ast 1)$$

$$(0\text{歳の人口}) = (\text{前年の}15\sim 49\text{歳の女性人口}) \times \text{出生比} (\ast 2)$$

※1 変化率：n歳人口の、前年のn-1歳の人口に対する比率
→令和2年から令和6年までの変化率の平均を適用

※2 出生比：0歳人口の、前年の15～49歳の女性人口に対する比率
→令和2年から令和6年までの出生比の平均を適用

【0～11歳の推計人口（令和7年度～令和11年度）各年4月1日】

（単位：人）

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳～2歳	3,036	2,970	2,990	2,933	2,881
0歳	1,008	988	968	952	938
1歳	962	1,021	1,001	980	963
2歳	1,066	961	1,021	1,001	980
3歳～5歳	3,380	3,284	3,104	3,012	2,948
3歳	1,105	1,057	952	1,012	992
4歳	1,127	1,100	1,052	948	1,008
5歳	1,148	1,127	1,100	1,052	948
6歳～8歳	3,803	3,619	3,497	3,376	3,280
6歳	1,224	1,151	1,130	1,103	1,055
7歳	1,248	1,220	1,147	1,126	1,099
8歳	1,331	1,248	1,220	1,147	1,126
9歳～11歳	4,058	4,029	3,941	3,793	3,609
9歳	1,369	1,332	1,249	1,221	1,148
10歳	1,333	1,365	1,328	1,245	1,217
11歳	1,356	1,332	1,364	1,327	1,244

（注）推計方法：コーホート変化率法による推計

（ n 歳の人口）＝（前年の $n-1$ 歳の人口）×変化率（※1）

（0歳の人口）＝（前年の15～49歳の女性人口）×出生比（※2）

※1 変化率： n 歳人口の、前年の $n-1$ 歳の人口に対する比率

→令和2年から令和6年までの変化率の平均を適用

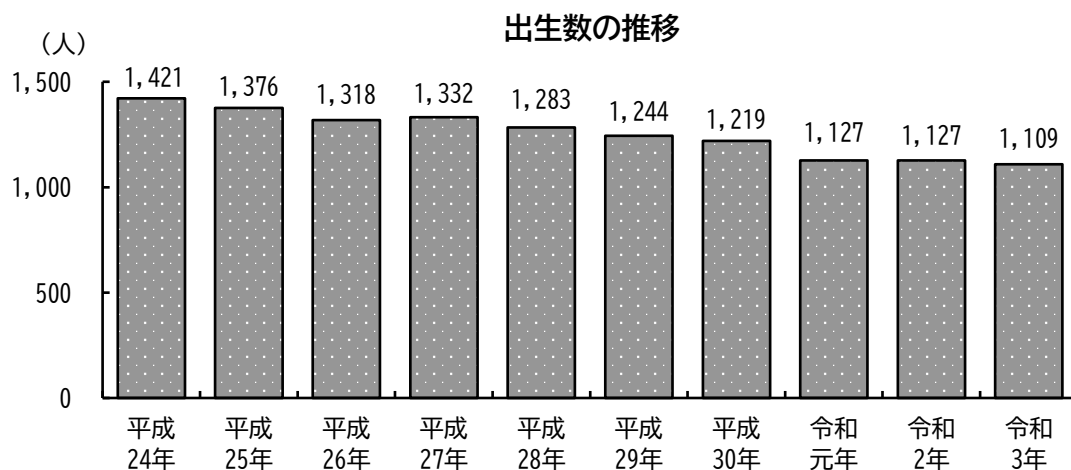
※2 出生比：0歳人口の、前年の15～49歳の女性人口に対する比率

→令和2年から令和6年までの出生比の平均を適用

(2) 出生の動向

① 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成25年には1,400人を、平成28年には1,300人を、また、令和元年には1,200人をそれぞれ下回り、減少傾向が続いています。

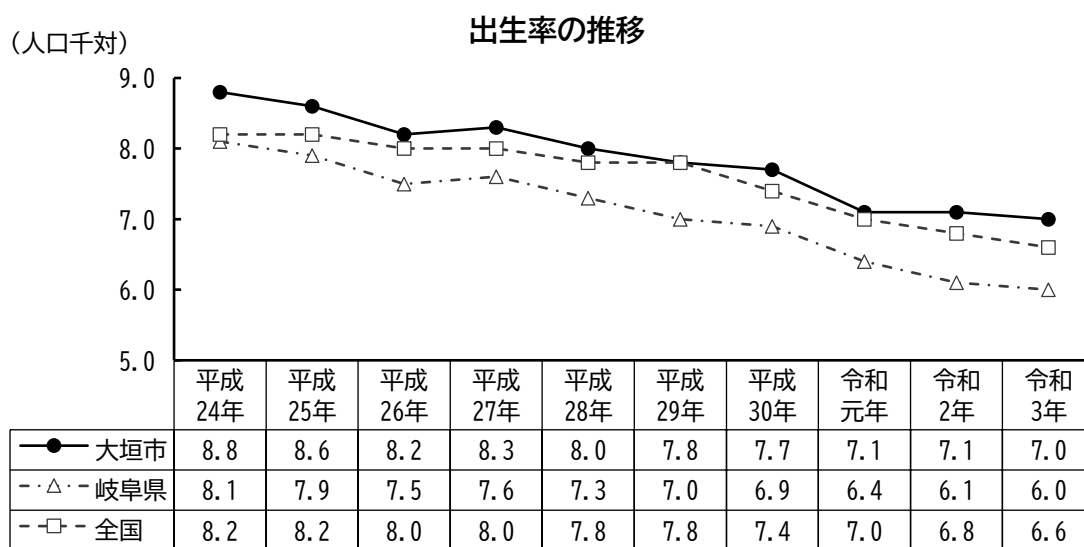


資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 出生数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数

② 出生率の推移

出生率(人口千対)をみると、全国との比較では、平成29年に7.8で差がなくなりましたが、概ね上回って推移しています。岐阜県との比較では、依然として岐阜県を上回っています。



資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 出生率 = 出生数 ÷ 人口 × 1,000

出生数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数

人口は、当年10月1日現在推計人口

③ 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢階級別出生数をみると、25～39歳の年齢層での出産が集中しており、中でも、30～34歳の年齢層での出産が多くなっています。

母親の年齢階級別出生数の推移

	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年	
	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)
15～19 歳	19	1.5	6	0.5	6	0.5	5	0.4	10	0.9
20～24 歳	98	7.9	120	9.8	80	7.1	101	9.0	98	8.8
25～29 歳	360	28.9	336	27.6	313	27.8	334	29.6	329	29.7
30～34 歳	444	35.7	455	37.3	422	37.4	410	36.4	403	36.3
35～39 歳	265	21.3	244	20.0	244	21.7	224	19.9	229	20.6
40～44 歳	56	4.5	58	4.8	58	5.1	51	4.5	36	3.2
45～49 歳	1	0.1	0	0.0	4	0.4	2	0.2	4	0.4
50 歳以上	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	1,244	100	1,219	100	1,127	100	1,127	100	1,109	100

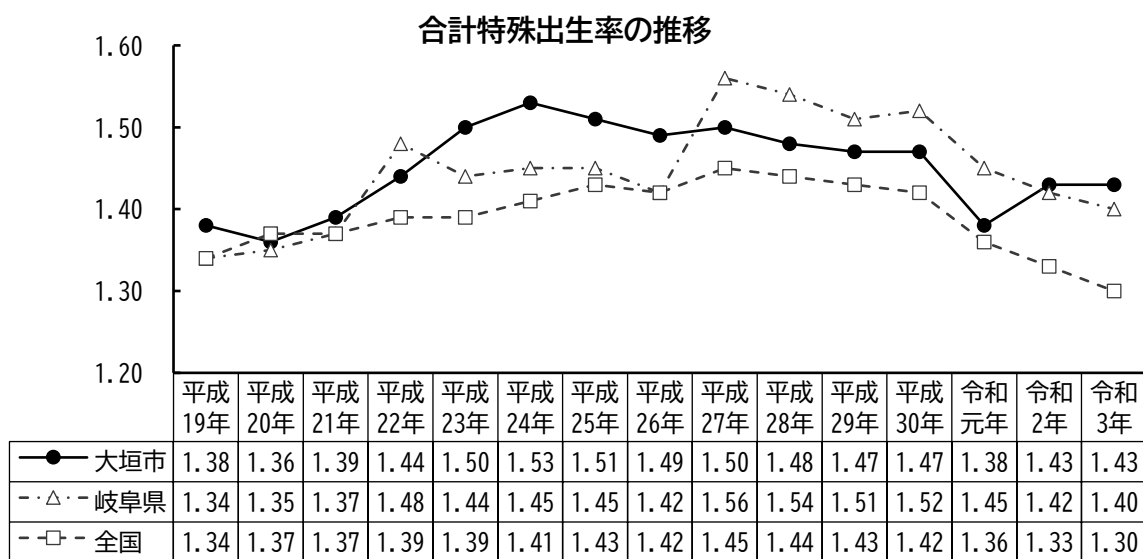
資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 出生数は、前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日までの合計人数
小数点第 2 位を四捨五入しているため、構成比が 100.0%にならない場合があります。

④ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一般的には、「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」と解釈されます。国立社会保障・人口問題研究所によると、人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.07程度必要であるとされています。

本市では、平成24年の1.53をピークに減少傾向が続いており、令和元年には大きく減少しましたが、令和2年以降やや回復し、岐阜県及び全国を上回っています。



資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(3) 婚姻の動向

① 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、男性、女性ともすべての年齢区分において未婚率は上昇しており、未婚化・晩婚化が進んでいることが伺えます。本市の令和2年の未婚率は、女性では「25～29歳」で57.0%、「30～34歳」で29.9%、「35～39歳」で20.1%、男性では「25～29歳」で70.4%、「30～34歳」で47.0%、「35～39歳」で34.4%となっています。

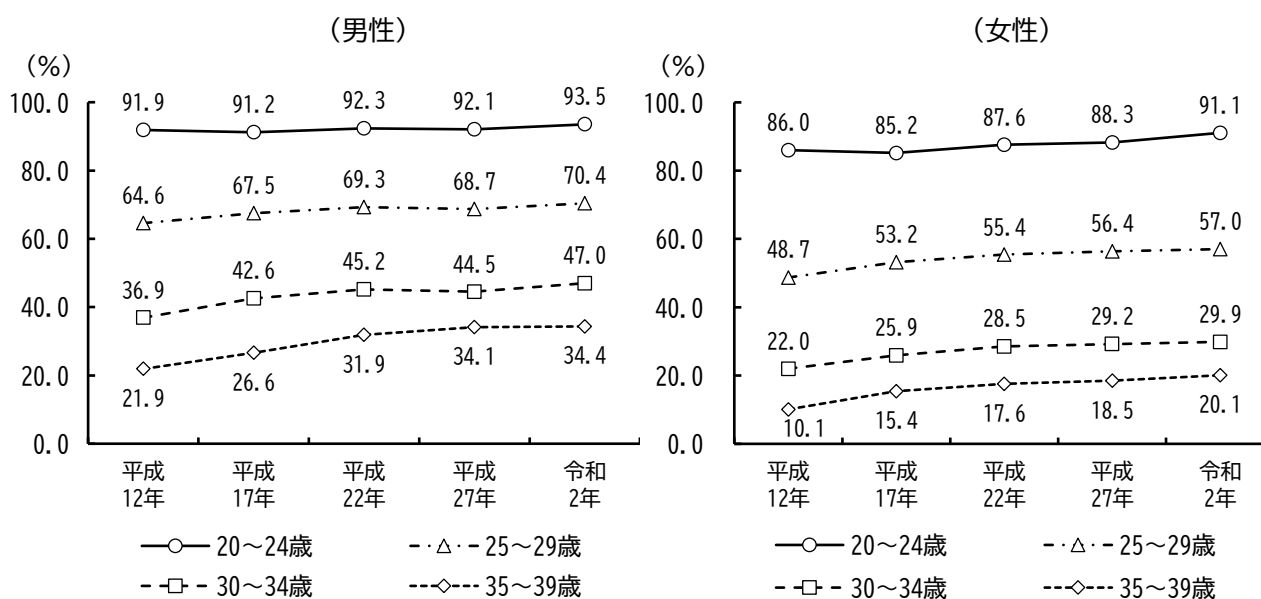
性別・年齢区分別未婚率の推移

(各年10月1日現在)

(単位：%)

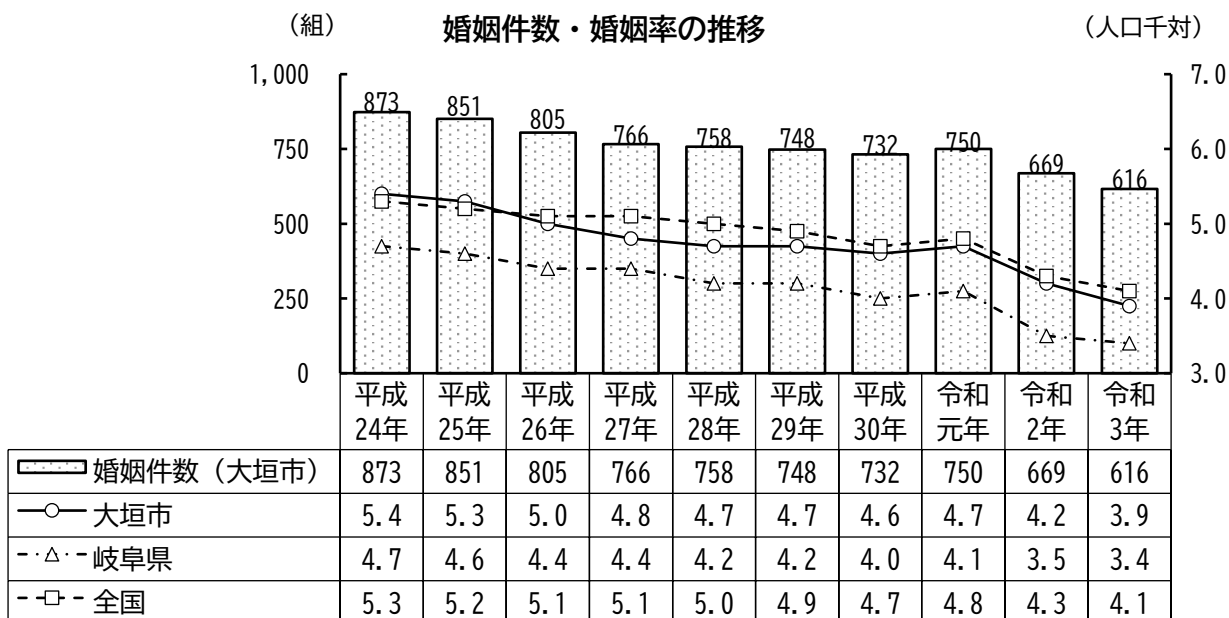
		男性					女性				
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
20～24歳	大垣市	91.9	91.2	92.3	92.1	93.5	86.0	85.2	87.6	88.3	91.1
	岐阜県	92.6	92.9	93.1	93.2	92.9	88.0	88.0	88.6	90.4	91.1
	全国	92.9	93.4	91.4	90.5	88.5	87.9	88.7	87.8	88.0	87.1
25～29歳	大垣市	64.6	67.5	69.3	68.7	70.4	48.7	53.2	55.4	56.4	57.0
	岐阜県	66.8	68.8	69.4	70.3	70.7	50.7	55.0	55.6	57.7	59.1
	全国	69.3	71.4	69.2	68.3	65.4	54.0	59.0	58.9	58.8	58.2
30～34歳	大垣市	36.9	42.6	45.2	44.5	47.0	22.0	25.9	28.5	29.2	29.9
	岐阜県	37.8	42.5	44.4	44.7	46.5	21.0	26.2	29.3	29.9	31.1
	全国	42.9	47.1	46.0	44.7	43.7	26.6	32.0	33.9	33.6	33.6
35～39歳	大垣市	21.9	26.6	31.9	34.1	34.4	10.1	15.4	17.6	18.5	20.1
	岐阜県	21.5	27.5	31.9	32.8	33.0	9.5	14.4	18.0	19.6	19.5
	全国	25.7	30.0	34.8	33.7	32.4	13.8	18.4	22.7	23.3	22.8

年齢区分別未婚率の推移



② 婚姻件数・婚姻率の推移

本市における婚姻件数は、平成24年以降850件前後で推移していましたが、平成27年は800件を、令和2年には700件をそれぞれ下回り、令和3年は616件でした。また、婚姻率（人口千対）の推移をみると、平成24年の5.4に対して令和3年は3.9で、減少傾向となっています。



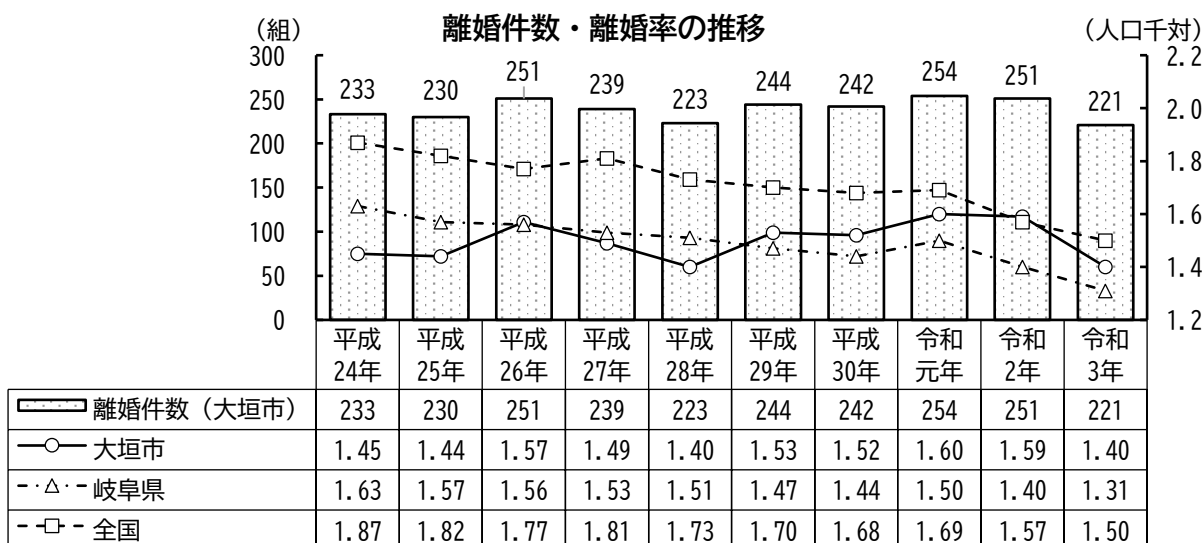
資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 婚姻件数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数

婚姻率 = 婚姻件数 ÷ 人口 × 1,000 (人口は、当年10月1日現在推計人口)

③ 離婚件数・離婚率の推移

本市における離婚件数は、平成24年以降240件前後で推移しており、令和3年は221件でした。また、離婚率（人口千対）の推移をみると、概ね岐阜県及び全国を下回っていましたが、平成29年以降は岐阜県を上回っており、令和3年は1.40となっています。



資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 離婚件数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数

離婚率 = 離婚件数 ÷ 人口 × 1,000 (人口は、当年10月1日現在推計人口)

(4) 世帯の状況

① 子どものいる世帯と家族形態

国勢調査によると、令和2年の総世帯数は62,189世帯であり、うち18歳未満親族のいる世帯は14,547世帯（総世帯数の23.4%）、6歳未満親族のいる世帯は5,632世帯（総世帯数の9.1%）となっています。総世帯数が増加する一方で子どものいる世帯は減少を続けています。

また、令和2年の18歳未満親族のいる世帯の80.2%、6歳未満親族のいる世帯の84.0%が核家族世帯であり、子どものいる世帯の核家族化がより一層進んでいることが伺えます。

子どものいる世帯と家族形態の状況

（各年10月1日現在）

（単位：上段＝世帯／下段（ ）内＝％）

区分	総世帯数		うち18歳未満親族のいる世帯		うち6歳未満親族のいる世帯	
		核家族世帯		核家族世帯		核家族世帯
平成12年	53,621	30,590 (57.0)	17,358 (32.4)	10,725 (61.8)	7,466 (13.9)	4,986 (66.5)
平成17年	56,501	32,370 (57.3)	16,749 (29.6)	11,135 (65.3)	7,227 (12.8)	5,179 (71.7)
平成22年	58,472	33,133 (56.7)	16,113 (27.6)	11,239 (69.8)	6,549 (11.2)	4,959 (75.7)
平成27年	60,000	35,095 (58.5)	15,482 (25.8)	11,758 (75.9)	6,201 (10.3)	5,066 (81.7)
令和2年	62,189	36,075 (58.0)	14,547 (23.4)	11,661 (80.2)	5,632 (9.1)	4,730 (84.0)

資料：総務省「国勢調査」

② ひとり親世帯の状況

国勢調査によると、令和2年の母子世帯は894世帯、父子世帯は93世帯であり、平成27年（母子世帯987世帯、父子世帯84世帯）と比べ、母子世帯は減少し、父子世帯は増加しています。

母子世帯、父子世帯の状況

（各年10月1日現在）

（単位：世帯）

区分	母子世帯			父子世帯		
		うち18歳未満	うち6歳未満		うち18歳未満	うち6歳未満
平成12年	761	706	185	96	83	7
平成17年	955	892	209	95	79	7
平成22年	905	843	148	90	78	6
平成27年	987	895	166	84	74	10
令和2年	894	800	126	93	75	10

資料：総務省「国勢調査」

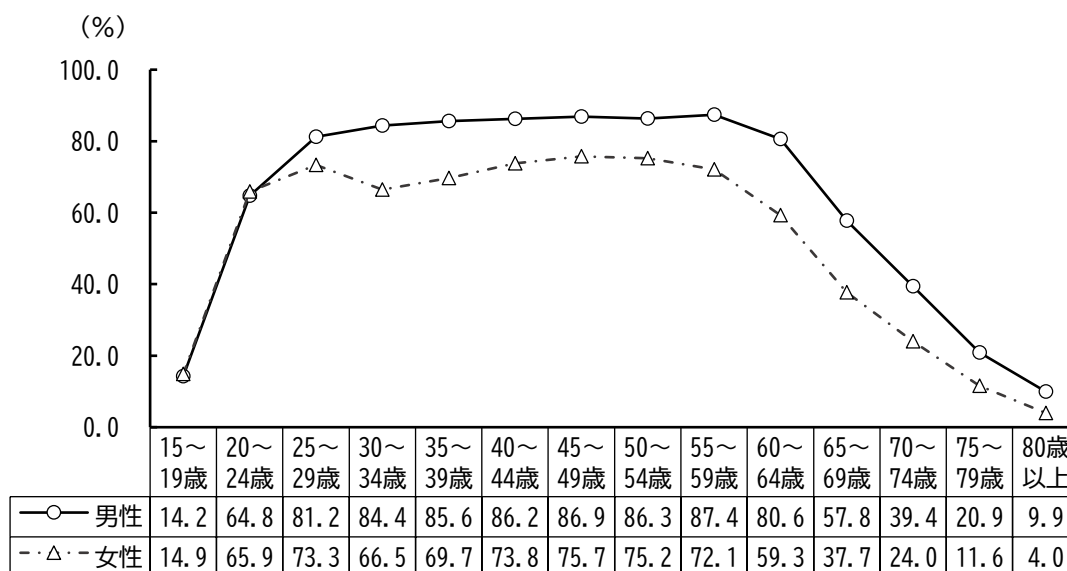
(5) 就業状況

① 性別・年齢別就業状況

本市の就業率（令和2年10月1日現在）をみると、男性は「25～29歳」が81.2%で、その後30歳代から50歳代までは85%前後で推移しているのに対し、女性は「20～24歳」までは男性とほぼ同じ就業率で推移しますが、「25～29歳」以降はすべての年齢区分において男性を下回る就業率となっています。

女性の「25～29歳」の就業率は73.3%、「30～34歳」では一旦低下し66.5%、「35～39歳」では再び上昇し69.7%となり、その後は50歳代まで75%前後で推移しています。この結果から、出産、子育てに専念するため仕事を退職あるいは一時中断し、30歳代後半以降、再び仕事に就く女性が多いことが伺えます。

性別・年齢別就業率（令和2年10月1日現在）

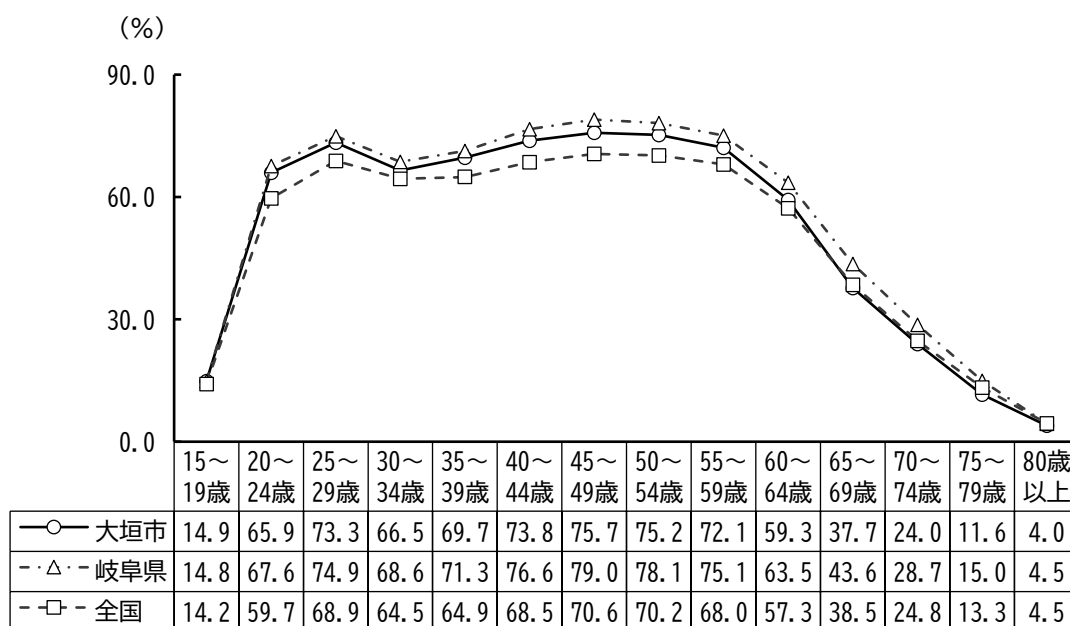


資料：総務省「国勢調査」

② 女性の就業状況

女性の年齢別就業率について、全国及び岐阜県と比較すると、いずれのグラフも「30～34歳」でいったん低下し、その後上昇する「M字型」のラインを描いています。また、全国と比較すると、「15～19歳」から「60～64歳」までの年齢区分において、本市の女性の就業率は全国平均を上回っています。

女性の年齢別就業率（令和2年10月1日現在）



資料：総務省「国勢調査」

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 母親の就労状況と未就学児の入園状況

未就学児保護者の回答

<母親の就労状況> 【 】は前回H30数値

①「就労している(産休等含む)」72.5%【60.5%】 ②「就労していない」25.0%【35.1%】

<母親の就労形態> (「就労している」72.5%の内訳)【 】は前回H30数値

①「フルタイムで就労している」52.0%【46.3%】 ②「パートタイム・アルバイト等で就労している」47.0%【52.2%】

<未就学児の入園状況> 【 】は前回H30数値

①市内に「入園している」65.4%【57.5%】 ②市外に「入園している」4.2%【3.1%】

(2) 父母の育児休業の取得状況

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<母親の育児休業の取得状況>

・未就学児の保護者

①「取得した(取得中である)」86.4% ②「取得しなかった」7.7% ③「働いていない」5.5%

・小学生の保護者

①「取得した(取得中である)」65.9% ②「取得しなかった」17.5% ③「働いていない」15.7%

<母親の育児休業を取得しなかった理由>

・未就学児の保護者(「取得しなかった」7.7%の内訳)

①「職場に育児休業の制度がなかった」42.9% ②「取得する必要がなかった」23.8%
③「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」14.3%

・小学生の保護者(「取得しなかった」17.5%の内訳)

①「職場に育児休業の制度がなかった」43.6% ②「取得する必要がなかった」38.5%
③「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」23.1%

<父親の育児休業の取得状況>

・未就学児の保護者

①「取得した(取得中である)」13.4% ②「取得しなかった」78.4% ③「働いていない」1.6%

・小学生の保護者

①「取得した(取得中である)」3.5% ②「取得しなかった」86.0% ③「働いていない」1.8%

<父親の育児休業を取得しなかった理由>

・未就学児の保護者(「取得しなかった」78.4%の内訳)

①「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」39.4% ②「取得する必要がなかった」26.7% ③「職場に育児休業の制度がなかった」22.9%

・小学生の保護者(「取得しなかった」86.0%の内訳)

①「取得する必要がなかった」34.3% ②「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」32.2% ③「職場に育児休業の制度がなかった」29.2%

(3) 父親の育児の状況

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<お子さんの子育て・教育を主に行っている> 【 】は前回H30数値

・未就学児の保護者

- ①「父母ともに」58.1%【45.3%】 ②「主に母親」40.9%【52.1%】 ③「主に父親」0.6%【0.2%】

・小学生の保護者

- ①「父母ともに」51.5%【47.0%】 ②「主に母親」46.4%【49.6%】 ③「主に父親」0.9%【1.7%】

(4) 就学児の放課後の過ごし方

小学生保護者の回答

<就学時の放課後の過ごし方>

・小学生の保護者

- ①「自宅」82.1% ②「習い事」32.1% ③「近所の公園、運動場」19.0% ④「留守家庭児童教室」14.9%

(5) 子育てに関する意識について

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<子育てにおける楽しさについて>

・未就学児の保護者

- ①「とても楽しい」「どちらかといえば楽しい」合わせて85.7% ②「どちらかといえば辛い」「とても辛い」合わせて3.8%

・小学生の保護者

- ①「とても楽しい」「どちらかといえば楽しい」合わせて77.2% ②「どちらかといえば辛い」「とても辛い」合わせて5.4%

<日常生活における孤立感の有無について> 【 】は前回H30数値

・未就学児の保護者

- ①「全く感じない」「あまり感じない」合わせて67.4%【69.3%】 ②「強く感じる」「やや感じる」合わせて32.0%【30.4%】

・小学生の保護者

- ①「全く感じない」「あまり感じない」合わせて71.0%【69.7%】 ②「強く感じる」「やや感じる」合わせて28.7%【29.8%】

<子育てにおけるストレスの有無について> 【 】は前回H30数値

・未就学児の保護者

- ①「全く感じない」「あまり感じない」合わせて30.4%【27%】 ②「強く感じる」「やや感じる」合わせて68.8%【72.5%】

・小学生の保護者

- ①「全く感じない」「あまり感じない」合わせて32.4%【25.7%】 ②「強く感じる」「やや感じる」合わせて67.3%【73.8%】

<子育てに関する悩み、気になることについて> 【 】は前回H30数値

・未就学児の保護者

- ①「こどものしつけ・生活習慣に関すること」59.6%【63.5%】 ②「こどもの発育・発達に関すること」48.7%【46.1%】 ③「こどもの食事・栄養バランスに関すること」43.0%【41.0%】 ④「子育てにかかる費用の工面など、経済的なこと」42.9%【39.2%】

・小学生の保護者

- ①「こどもの教育に関すること（学習・成績など）」56.3%【58.0%】 ②「こどものしつけ・生活習慣に関すること」51.9%【55.6%】 ③「こどもの発育・発達に関すること」41.5%【32.8%】 ④「こどもの友人関係に関すること」40.4%【41.2%】 ⑤「子育てにかかる費用の工面など、経済的なこと」37.0%【37.1%】

(6) 子どもの生活状況

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<世帯における現在の暮らし向きについて> 【 】は前回H30数値

・未就学児の保護者

- ①「ゆとりがある」「ややゆとりがある」合わせて51.6%【48.9%】 ②「苦しい」「やや苦しい」合わせて47.6%【49.6%】

・小学生の保護者

- ①「ゆとりがある」「ややゆとりがある」合わせて48.9%【48.4%】 ②「苦しい」「やや苦しい」合わせて50.2%【51.0%】

<子育てにかかる費用における経済的な負担について> 【 】は前回H30数値

・未就学児の保護者

- ①「感じない」「あまり感じない」合わせて18.8%【23.3%】 ②「感じる」「たまに感じる」合わせて80.9%【75.9%】

・小学生の保護者

- ①「感じない」「あまり感じない」合わせて17.9%【18.6%】 ②「感じる」「たまに感じる」合わせて81.7%【81.0%】

小学生保護者、中学生保護者の回答

<家族が必要とする食料を買えないことについて>

・小学1年生の保護者

- ①「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」合わせて13.6%

・小学5年生の保護者

- ①「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」合わせて18.7%

・中学2年生の保護者

- ①「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」合わせて13.6%

<家族が必要とする衣料を買えないことについて>

- ・小学1年生の保護者
①「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」合わせて20.9%
- ・小学5年生の保護者
①「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」合わせて25.5%
- ・中学2年生の保護者
①「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」合わせて22.7%

小学生、中学生の回答

<思いや気持ちの「自分は家族に大事にされている」について>

- ・小学5年生
①「とてもそう思う」77.9% ②「どちらかといえばそう思う」18.3%
- ・中学2年生
①「とてもそう思う」67.0% ②「どちらかといえばそう思う」29.0%

<思いや気持ちの「孤独を感じることはない」について>

- ・小学5年生
①「とてもそう思う」59.2% ②「どちらかといえばそう思う」21.3%
- ・中学2年生
②「とてもそう思う」39.5% ②「どちらかといえばそう思う」35.0%

<現実的な進学先について「家庭に経済的な余裕がない」ことを理由にあげているのは>

- ・小学5年生2.1%、中学2年生6.0%

小学生保護者、中学生保護者の回答

<家族の中に子どもがお世話をしている人の有無について>

- ・小学1年生の保護者 ①「いる」13.9%
- ・小学5年生の保護者 ①「いる」8.6%
- ・中学2年生の保護者 ①「いる」8.0%

<子どもがお世話をしている人は>

- ・小学1年生の保護者（「いる」13.9%の内訳）
①「お母さん」71.1% ②「おばあさん」63.2% ③「お父さん」57.9% ④「おじいさん」42.1% ⑤「きょうだい」31.6%
- ・小学5年生の保護者（「いる」8.6%の内訳）
①「お母さん」66.7% ②「お父さん」45.8% ③「おばあさん」33.3% ④「きょうだい」25.0%
- ・中学2年生の保護者（「いる」8.0%の内訳）
①「お母さん」52.4% ②「おばあさん」38.1% ③「お父さん」「おじいさん」23.8%
④「きょうだい」9.5%

小学生、中学生の回答

<家族の中にお世話をしている人の有無について>

- ・小学5年生 ①「いる」13.8%
- ・中学2年生 ①「いる」9.0%。

<お世話をしている人は>

・小学5年生（「いる」13.8%の内訳）

- ①「きょうだい」51.5% ②「お母さん」45.5% ③「お父さん」42.4%④「おばあさん」18.2% ⑤「おじいさん」9.1%

・中学2年生（「いる」9.0%の内訳）

- ①「お母さん」55.6% ②「お父さん」44.4% ③「おばあさん」、「きょうだい」33.3%
④「おじいさん」27.8%

(7) こどもの居場所

小学生、中学生の回答

<家や学校以外に行く場所（居場所）の有無について>

・小学5、6年生

- ①「ある」48.1% ②「ない」20.2% ③「考えたことがない」31.8%

・中学生

- ①「ある」45.3% ②「ない」14.3% ③「考えたことがない」40.5%

<居場所が欲しいか否かについて>

・小学5、6年生

- ①「欲しい」30.9% ②「欲しいと思わない」11.8% ③「分からない、考えたことがない」57.3%

・中学生

- ①「欲しい」46.5% ②「欲しいと思わない」53.5%

<居場所が欲しいとの回答で、どこに行きたいかについて>

・小学5、6年生（「居場所が欲しい」30.9%の内訳）

- ①「祖父母の家」24.7% ②「公園」19.6% ③「放課後の学校」13.5% ④「分からない」15.3%

・中学生（「居場所が欲しい」46.5%の内訳）

- ①「友達の家」26.7% ②「習い事、クラブ活動」18.8% ③「公園」17.6% ④「放課後の学校」14.2% ⑤「図書館」13.5%

<居場所が欲しいときどんなことをしている場所に行きたいかについて>

・小学5、6年生（「居場所が欲しい」30.9%の内訳）

- ①「行きたいと思った時に自由に行ける」「友達と一緒に過ごすことができる場所」がいずれも20.0% ②「ご飯やおやつを食べることができる場所」15.5% ③「なやみごとの相談にのってもらえる場所」14.1% ④「一人ですごせたり、何もせずのんびりできる場所」13.9% ⑤「宿題や算数や国語のわからないところを一緒に考えてくれる場所」12.1%

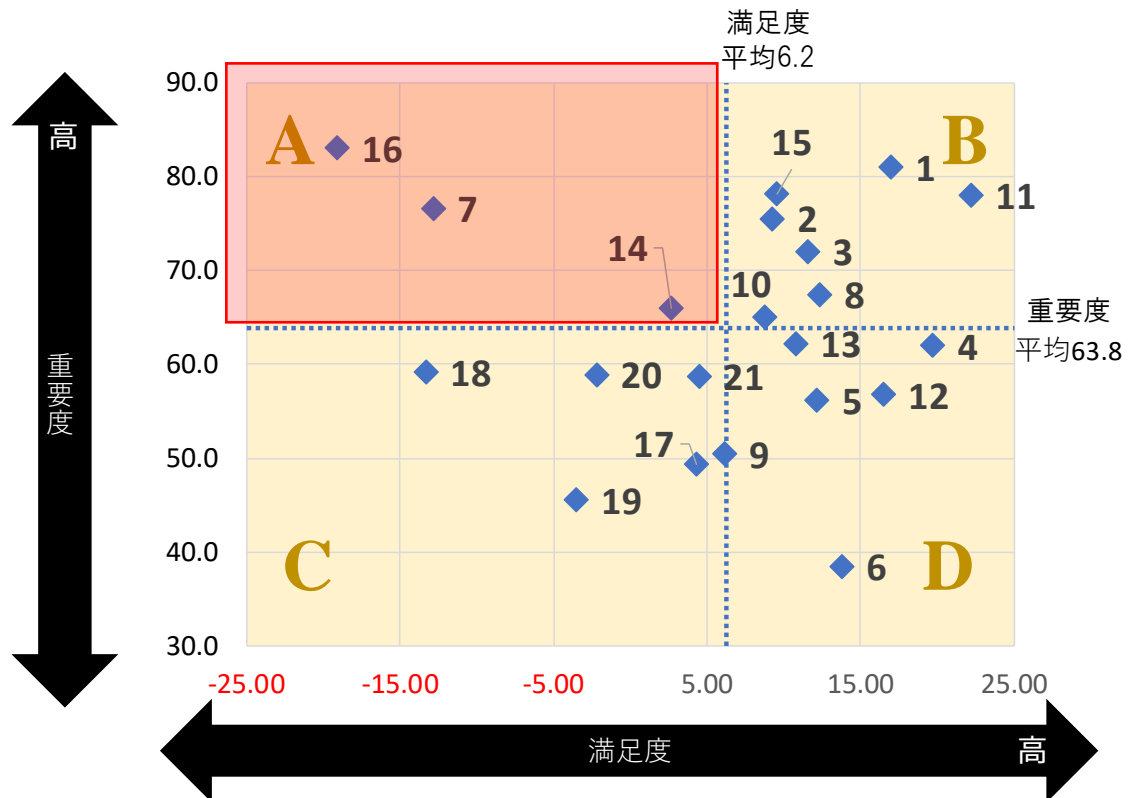
・中学生（「居場所が欲しい」46.5%の内訳）

- ①「何をすると決められていない、のんびり過ごすことができる場所」30.7% ②「公園や自然の中で遊べる場所」22.3% ③「ものづくりや音楽、科学、スポーツなどの講座をやっている場所」16.2% ④「学習支援、子ども食堂」15.9%

(8) こども・子育て支援施策における満足度と重要度の相関

未就学児保護者の回答

満足度が平均より低く、重要度が平均より高い「Aの重点課題」としては、「16. 子育てと仕事が両立できる環境づくり」「7. 経済的支援の充実」「14. 子育てを支える人材等の育成」などが挙げられました。



	評価区分	満足度指数	重要度指数
1 保育・幼児教育の充実	B	16.95	80.92
2 こどもの居場所の提供	B	9.27	75.49
3 こどもの体験・学びの場の提供	B	11.57	72.01
4 子育て支援拠点の充実	D	19.72	61.90
5 相談・情報提供体制の充実	D	12.18	56.14
6 子育て講座・家庭教育等の充実	D	13.77	38.40
7 経済的支援の充実	A	-12.85	76.58
8 子育て支援サービスの充実	B	12.34	67.39
9 特に配慮を要する家庭への支援の充実	C	6.13	50.35
10 児童虐待防止対策の推進	B	8.77	65.04
11 小児医療の提供体制の確保・充実	B	22.18	77.98
12 母子保健の充実	D	16.50	56.69
13 発達支援体制の充実	D	10.79	62.18
14 子育てを支える人材等の育成	A	2.62	65.89
15 安心して子育てできる環境づくり	B	9.53	78.20
16 子育てと仕事が両立できる環境づくり	A	-19.06	82.98
17 子育て世代の定住促進	C	4.33	49.36
18 少子化対策の推進	C	-13.30	59.11
19 「子育てをみんなで支える」機運の醸成	C	-3.49	45.46
20 こどもの貧困対策	C	-2.20	58.84
21 こどもの権利・意見の尊重	C	4.46	58.69
平均値		6.20	63.80

表の説明

重要度と満足度について、

《重要度》

重要 100、どちらかといえば重要 50、どちらでもない 0、どちらかといえば重要でない -50、重要でない 100

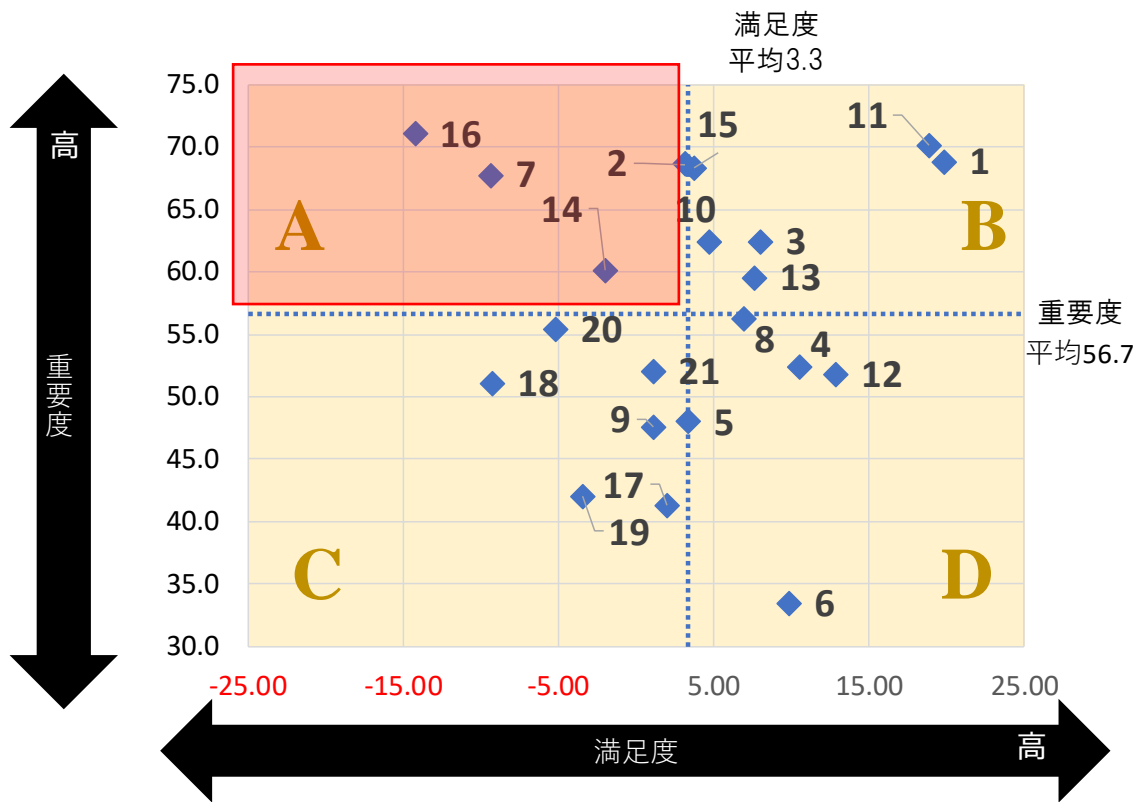
《満足度》

満足 100、やや満足 50、普通 0、やや不満 -50、不満 -100

として各回答を点数化し計を人数で除し数値化。

小学生保護者の回答

満足度が平均より低く、重要度が平均より高い「Aの重点課題」としては、「16. 子育てと仕事が両立できる環境づくり」「7. 経済的支援の充実」「14. 子育てを支える人材等の育成」「2. こどもの居場所の提供」が挙げられました。



	評価区分	満足度指数	重要度指数
1 保育・幼児教育の充実	B	19.81	68.85
2 こどもの居場所の提供	A	3.11	68.69
3 こどもの体験・学びの場の提供	B	8.00	62.46
4 子育て支援拠点の充実	D	10.49	52.44
5 相談・情報提供体制の充実	D	3.36	48.02
6 子育て講座・家庭教育等の充実	D	9.84	33.49
7 経済的支援の充実	A	-9.38	67.80
8 子育て支援サービスの充実	B	6.89	56.32
9 特に配慮を要する家庭への支援の充実	C	1.12	47.57
10 児童虐待防止対策の推進	B	4.71	62.39
11 小児医療の提供体制の確保・充実	B	18.81	70.11
12 母子保健の充実	D	12.86	51.84
13 発達支援体制の充実	B	7.63	59.57
14 子育てを支える人材等の育成	A	-2.02	60.14
15 安心して子育てできる環境づくり	B	3.73	68.39
16 子育てと仕事が両立できる環境づくり	A	-14.23	71.08
17 子育て世代の定住促進	C	1.94	41.31
18 少子化対策の推進	C	-9.25	51.14
19 「子育てをみんなで支える」機運の醸成	C	-3.52	41.98
20 こどもの貧困対策	C	-5.17	55.40
21 こどもの権利・意見の尊重	C	1.12	52.06
平均値		3.30	56.70

表の説明

重要度と満足度について、

《重要度》

重要 100、どちらかといえば重要 50、どちらでもない 0、どちらかといえば重要でない -50、重要でない 100

《満足度》

満足 100、やや満足 50、普通 0、やや不満 -50、不満 -100

として各回答を点数化し計を人数で除し数値化。

第 3 章 施策の展開

1 基本理念

国の『こども大綱』では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

「大垣市未来ビジョン」では、現代の子どもたちが主役となる将来のあるべき姿「未来都市像」を、「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」としています。

本計画では、大垣市第三次子育て支援計画の「子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち」の理念や方向性などを引き継ぎながら、こども大綱に掲げる「こどもまんなか社会」の実現及び「大垣市未来ビジョン」の未来都市像の実現を目指し、「すべてのこどもが等しく健やかで幸せに育ち こどもまんなか社会の実現を目指す 共育てのまち」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

**すべてのこどもが等しく健やかで幸せに育ち
こどもまんなか社会の実現を目指す 共育てのまち**

2 基本目標

基本目標1

ずっとずっとたくましく生きるこどもをはぐくむための環境づくり

人生100年時代を見据え、人生のどのような場面でもたくましく生きるこどもをはぐくむため、生涯にわたる人格形成の基礎となる、質の高い保育・教育環境づくりを行います。

また、すべてのこどもの健やかな成長を支えるため、ライフステージを通じた切れ目のない保健・医療の提供や相談体制の充実、特別な配慮を要するこどもへの支援強化を図ります。

基本目標2

子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

すべてのこどもが取り残されることなく、より豊かに暮らせるよう、また、子育てのしやすさを実感できるような仕組みづくりを行うため、居場所づくりの検討や、就労・結婚支援、ひとり親家庭への支援、共働き・共育て等の取組を推進し、子育てに喜びを感じ、子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくりを行います。

また、こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた継続的な支援を提供できる体制の整備や、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた子育て支援体制の充実を図ります。

基本目標3

こどもと一緒に取り組むまちづくり

こども・若者に対して、自らが権利の主体であることを広く周知するとともに、こどもの権利の4原則である「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」に関する理解促進や人権教育を推進し、広く社会に対しても、こども・若者が権利の主体であることを周知・啓発します。

また、こども施策の実施や評価等に当たっては、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるため、こども・若者の意見を聞きながら、こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもと一緒にまちづくりに取り組みます。

3 施策の体系

基本目標	基本施策
<p>基本目標1 ずっとずっとたくましく生きる子どもをはぐくむための環境づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠前からの切れ目ない保健・医療の提供や心身のケア等の充実 2. こども・若者の成長の保障や遊び・学びの充実 3. いじめ防止や不登校のこどもの支援、学校生活における指導・相談体制の充実 4. 貧困対策 5. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
<p>基本目標2 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 居場所づくり 2. 就労・結婚支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 3. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 4. 地域子育て支援、家庭教育支援 5. 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 6. ひとり親家庭への支援 7. 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実
<p>基本目標3 こどもと一緒に取り組むまちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 3. こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 4. こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成や必要な支援を届けるための情報発信 5. こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

大垣市子育て支援条例の改正（案）について

1 改正の目的

本市では、平成22年（2010年）4月に施行した「大垣市子育て支援条例」に基づき、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が、それぞれの果たすべき役割を認識し、ともに手を取り合い、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる「子育て日本一のまち」を目指し、取り組んで参りました。

こうした中、令和5年4月にこども基本法が施行され、施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保、この法律・児童の権利に関する条約の周知等が基本的施策とされました。

本市では、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども基本法を踏まえ、子どもの権利や意向把握、その反映について明確化する等、子育て支援条例を改正するものです。

2 改正の背景

(1) こども基本法（こどもの意見反映とこどもの権利の明確化）

令和5年4月のこども家庭庁の発足に合わせ、こどもの支援に社会全体で総合的に取り組む姿勢を明確にするため、「こども基本法」が施行され、こどもの権利（法第3条）やこどもの意見の反映（法第3条及び第11条）について規定されました。

こども基本法（抜粋）

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

- (5) こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(2) こどもまんなか応援サポーター宣言

こども家庭庁では、こども達が健やかに成長できる社会を実現するため、その趣旨に共感・賛同し、応援し、取り組む個人や地方自治体を「こどもまんなか応援サポーター」と位置づけました。

本市では、令和5年8月18日にこどもまんなかサポーター宣言を行い、宣言の主なアクションとして、子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくりを掲げ、こども基本法を踏まえた子育て支援条例の見直しや条例によるこどもの意向把握のルール化を表明しています。

【参考】児童の権利に関する条約

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満のこどもを、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、こどもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会にて採択され、1990年に発効。日本は、1994年に批准しています。

児童の権利に関する条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。この原則は、「こども基本法」の基本理念に位置づけられています。

① 差別の禁止（差別のないこと）
② 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
③ 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
④ 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

3 改正条例の主な変更点等について

(1) 条例の名称変更

現 行：大垣市子育て支援条例

改正案：大垣市こども未来条例

(2) 条文中で使用する語句の定義を新設

条文中で使用する「こども」や「保護者」、「育ち学ぶ施設」、「市民」、「地域団体」、「事業者」の語句について、定義します。

(3) 基本理念の改正

大垣市子育て支援条例の第2条において規定している基本理念の内容を、こども基本法第3条の基本理念を踏まえ、次の内容に見直します。

- ① こどもを権利の主体として尊重する。(法第3条第1号)
- ② 関係する機関、地域団体等が相互に連携し、こどもの育ちを支える。(法第3条第2号)
- ③ こどもが社会に参加することのできる環境を整備する。(法第3条第3号)
- ④ こどもの最善の利益を第一に考える。(法第3条第4号)

大垣市子育て支援条例

(基本理念)

第2条 前条の目的を実現するため、次のことを大切にします。

- (1) 子どもの幸せを第一に考え行動します。
- (2) 子どもの育成や子育て支援のため協働します。

(4) こどもの養育主体の明確化（「家庭の役割」から「保護者の役割」に変更）

大垣市子育て支援条例の第4条において規定している家庭の役割について、こども基本法第3条第5号の規定を踏まえ、家庭から保護者に表記を変更します。

大垣市子育て支援条例

(家庭の役割)

第4条 家庭は、子育てにおける大切な役割と責任があることを認識し、次のとおり取り組みます。

- (1) 子どもの個性や子どもと過ごす時間を大切にし、愛情を持って子どもを育てます。
- (2) 子どもが基本的な生活習慣や社会の決まり等を身につけることができるよう、自立した子どもを育てます。

(5) 市の役割の拡充

大垣市子育て支援条例の第8条において規定している市の役割の内容を、次のとおり拡充します。

- ① 保護者や子どもが相談しやすい体制を整備するなど、相談機能の充実を図る。
- ② 保護者等が役割を果たせるよう、関係者間の連携を調整する。
- ③ 子ども施策の推進に当たり、保護者等と協働する。
- ④ 条例及び子ども施策の広報及び啓発を行う。

大垣市子育て支援条例

(市の役割)

第8条 市は、子どもの育成や子育て支援のための施策を、総合的かつ計画的に推進する役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。

- (1) 子どもの育成や子育て支援に関する体制を充実します。
- (2) 市民、家庭、地域、学校等及び事業者が相互に連携・協働できるよう調整を行います。

(7) こどもの健やかな育ちを支える取組の章を新設

① こどもの権利に関する内容

こども基本法（第3条第1号から4号）を踏まえ、次の4項目を明記します。

1) こどもの状況に応じた支援（差別の禁止、こどもの最善の利益）【第1号、第4号】

市等は、こどもに対する差別、虐待、いじめ、体罰その他の身体的又は精神的暴力の予防、防止及び早期発見に努めるとともに、個別に支援が必要であると考えられるこどもに対しては、そのこどもの状況に応じ、こどもの意思を尊重し、こどもの最善の利益が優先された適切な支援を行う。

2) 安心、安全な環境の整備等（生命、生存及び発達に対する権利）【第2号】

市及び保護者等は、こどもを犯罪、事故、災害の被害その他こどもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取組の推進により、こどもが健やかに成長することができ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努める。

3) こどもの居場所づくり（生命、生存及び発達に対する権利）【第3号】

市及び保護者等は、こどもが安心して過ごし、年齢の異なるこどもや地域住民との交流を通して、豊かな人間性を育むことができる居場所づくりに努める。

4) こどもの意見表明及び社会参加（こどもの意見の尊重）【第3号】

市及び保護者等は、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

② こどもや子育てを担う当事者への支援等に関する内容

こども基本法（第3条第6号）を踏まえ、次の3項目を明記します。

1) 子育て家庭等への支援

市や事業者等は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、保護者等に対し必要な支援を行うとともに、子育てし易い環境づくりに努める。

2) 相談機能の充実等

市は、相談窓口等の周知を図ると共に、関係機関と連携し、相談者に必要な支援を行う。

3) 広報及び啓発

市は、こどもとおとなが、条例等の理解を深めることができるよう、周知啓発を行う。

4 改正条例の構成（案）

大垣市子育て支援条例	大垣市こども未来条例（案）				
平成22年3月23日制定	令和7年3月〇日制定				
前文	前文				
第1章 総則 第1条 目的 第2条 基本理念	第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">差別の禁止・こどもの最善の利益⇒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生命、生存及び発達に対する権利⇒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生命、生存及び発達に対する権利⇒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">こどもの意見の尊重⇒</td> </tr> </table>	差別の禁止・こどもの最善の利益⇒	生命、生存及び発達に対する権利⇒	生命、生存及び発達に対する権利⇒	こどもの意見の尊重⇒	第2章 <u>こどもの健やかな育ちを支える取組</u> 第4条 <u>こどもの状況に応じた支援</u> 第5条 <u>安心、安全な環境の整備等</u> 第6条 <u>こどもの居場所づくり</u> 第7条 <u>こどもの意見表明及び社会参加</u> 第8条 <u>子育て家庭等への支援</u> 第9条 <u>相談機能の充実等</u> 第10条 <u>広報及び啓発</u>
差別の禁止・こどもの最善の利益⇒					
生命、生存及び発達に対する権利⇒					
生命、生存及び発達に対する権利⇒					
こどもの意見の尊重⇒					
第2章 子どもの育成と子育て支援に関する役割 第3条 市民の役割 第4条 家庭の役割 第5条 地域の役割 第6条 <u>幼保園・保育園・幼稚園・学校の役割</u> 第7条 事業者の役割 第8条 市の役割	第3章 子どもの育成と子育て支援に関する役割 第11条 市民の役割 第12条 <u>保護者の役割</u> 第13条 <u>地域団体の役割</u> 第14条 <u>育ち学ぶ施設の役割</u> 第15条 事業者の役割 第16条 市の役割				
第3章 推進体制等 第9条 <u>子育て支援計画</u> 第10条 <u>子育て支援会議</u> 第11条 組織及び任期 第12条 水都っ子ウィーク	第4章 推進体制等 第17条 <u>こども未来計画</u> 第18条 <u>こども未来会議</u> 第19条 組織及び任期				
第4章 雑則 第13条 委任	第5章 雑則 第20条 委任				

5 改正までの主なスケジュール（案）

令和6年 7月	こどもアンケート調査の実施
令和6年 8月	こどもの意見交換会の実施
令和6年 8月～11月	子育て支援会議での審議
令和6年12月	素案の議会報告
令和6年12～1月	パブリックコメントの実施
令和7年 3月	案の議会提出・報告
令和7年 4月	条例施行

こどもの意見交換会等の実施結果報告について

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、こども施策の実施や評価等に関し、施策の対象となるこどもや若者等の意見を幅広く聴取し反映させることが定められたことに伴い、こどもの意見を聴く機会の継続的な実施に向け、試行的にアンケート調査及び意見交換会を実施しました。

1 実施内容

(1) こどものための取り組みについてのアンケート

- ① 実施時期 令和6年7月1日～7月20日
- ② 対象者 市内在住・在学の小中学生及び高校生
- ③ 調査内容 こどもの権利、少子化、子育てに必要なこと など
- ④ 回答方法 Webアンケート
- ⑤ 回答者数 2,598人（小学生 1,248人・中学生 415人・高校生 935人）

(2) こどもまんなか意見交換会

- ① 実施日時 令和6年8月7日（水）9:30～11:30
- ② 実施場所 大垣市役所 8階大会議室
- ③ 参加者 市内在住・在学の中学生及び高校生 14人（中学生4人・高校生10人）
- ④ テーマ
こどもの権利について
少子化対策について
子育て支援サービスについて
共働き・共育について
こどもの居場所づくりについて
- ⑤ 実施方法 グループディスカッション及び全体での意見交換

2 アンケート結果及び意見交換会での主な意見

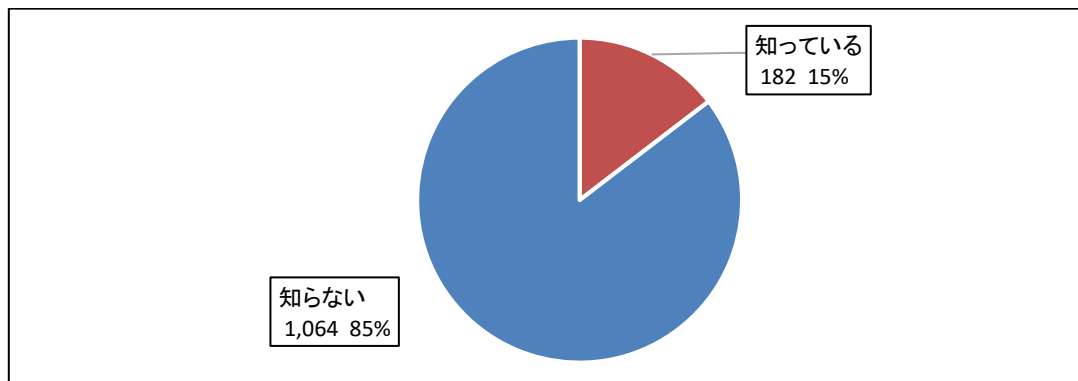
別紙のとおり

1 こどもの権利について

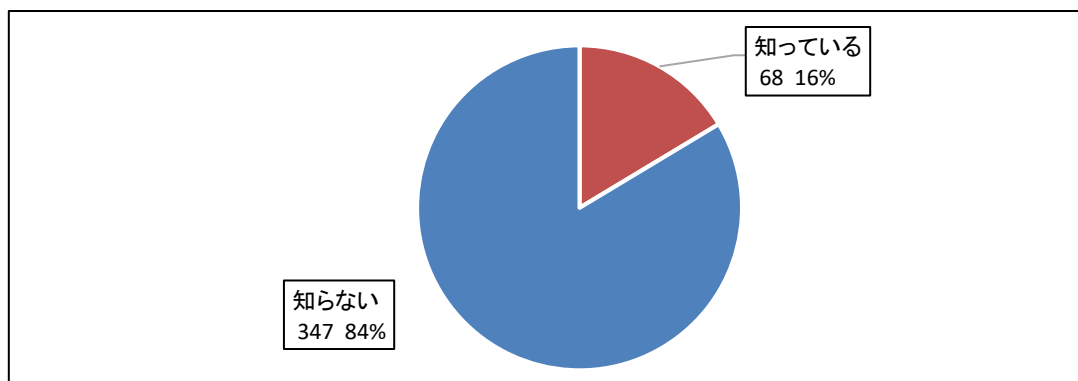
(1) 児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）を知っていますか？

【アンケート結果】

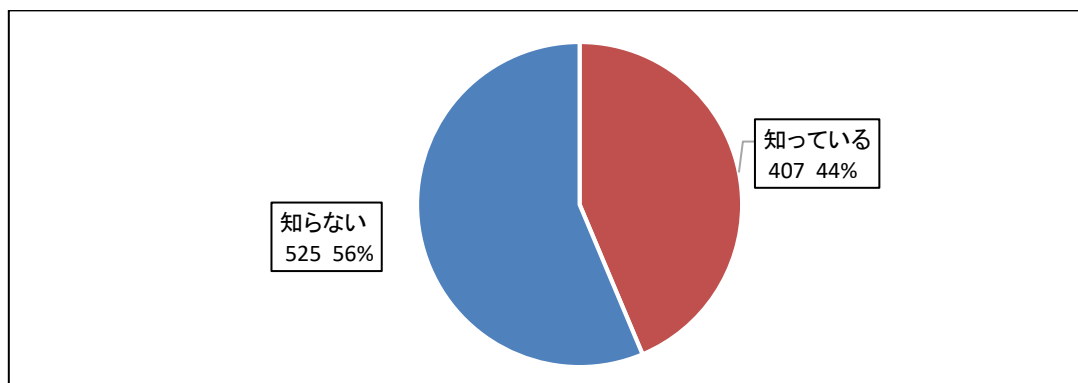
① 小学生



② 中学生



③ 高校生



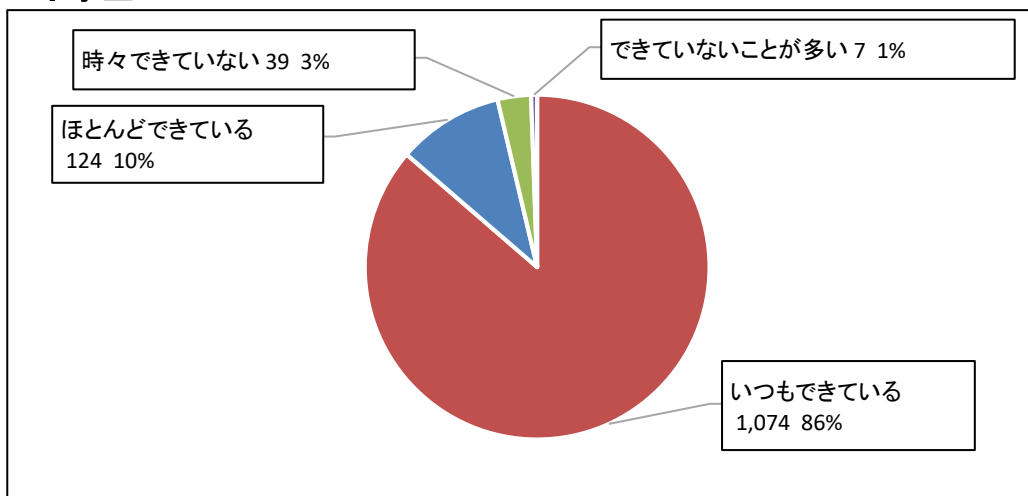
【意見交換会での主な意見】

中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・知らない ・名前だけは聞いたことがある
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校か高校の授業で聞いたことがある ・こどもの自由を求めるもの等の何となくのイメージしかない

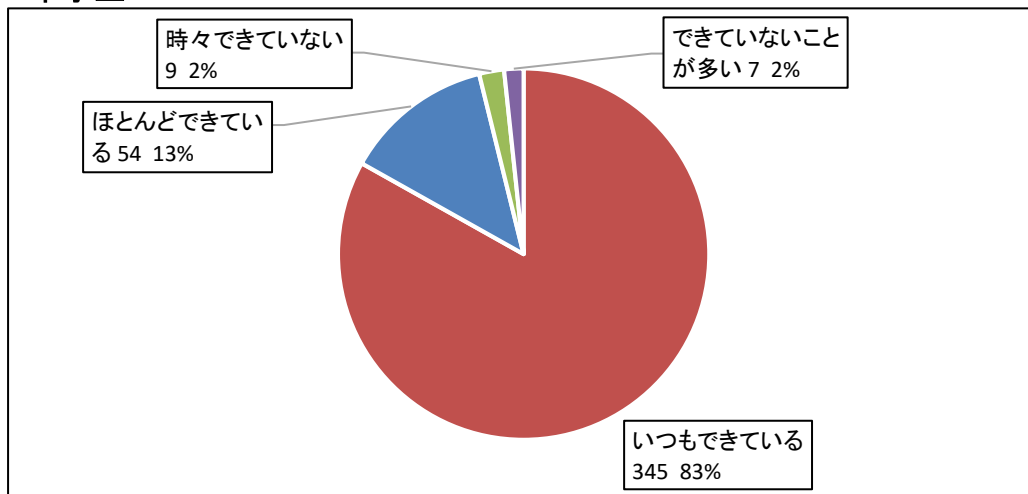
(2) いつもの生活で、食事をしたり勉強したりすることができていますか？

【アンケート結果】

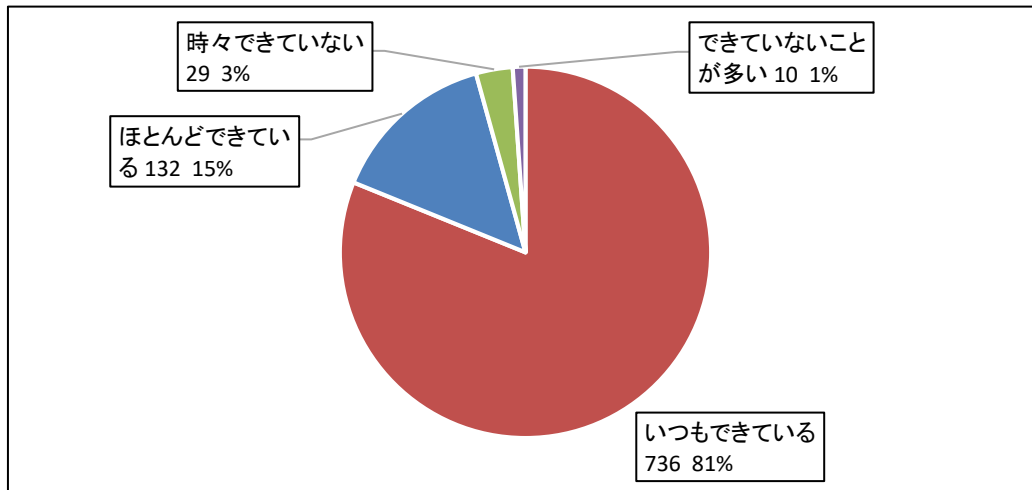
① 小学生



② 中学生



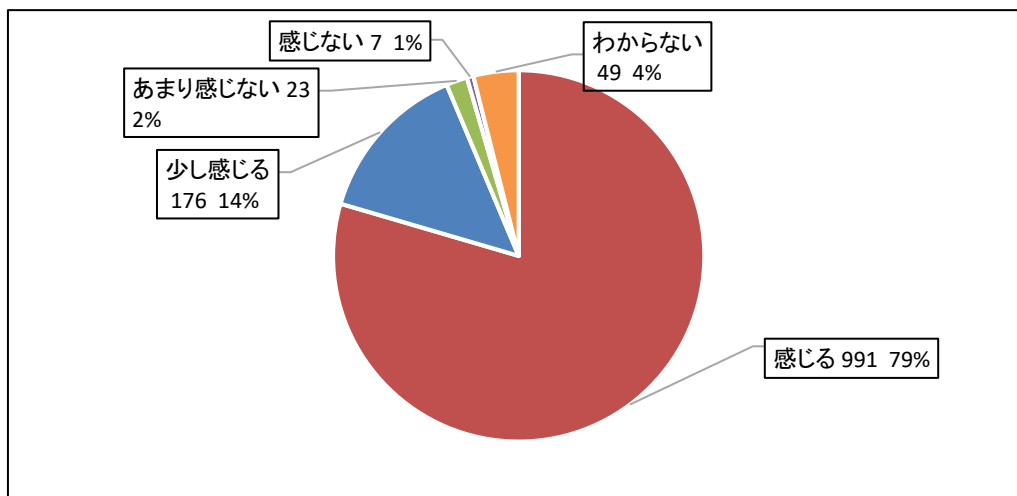
③ 高校生



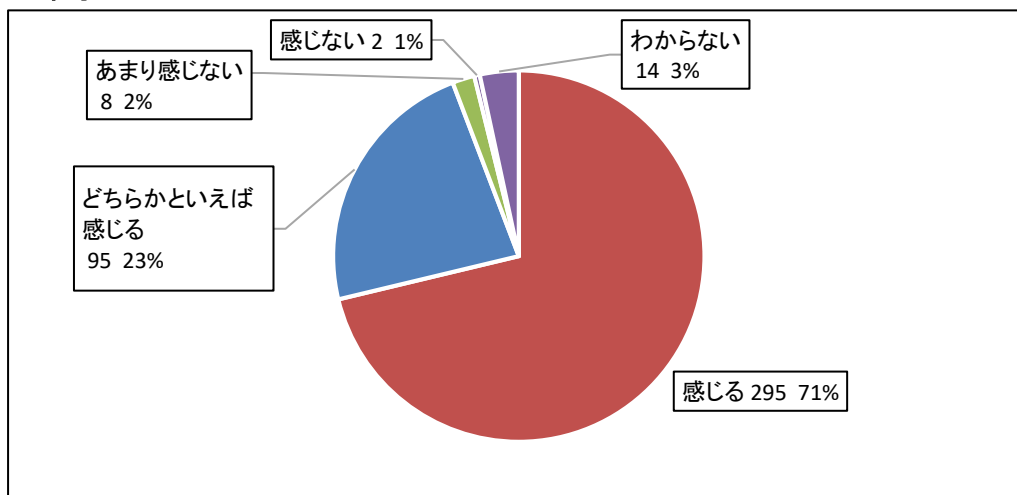
(3) 自分は大事にされていると感じますか？

【アンケート結果】

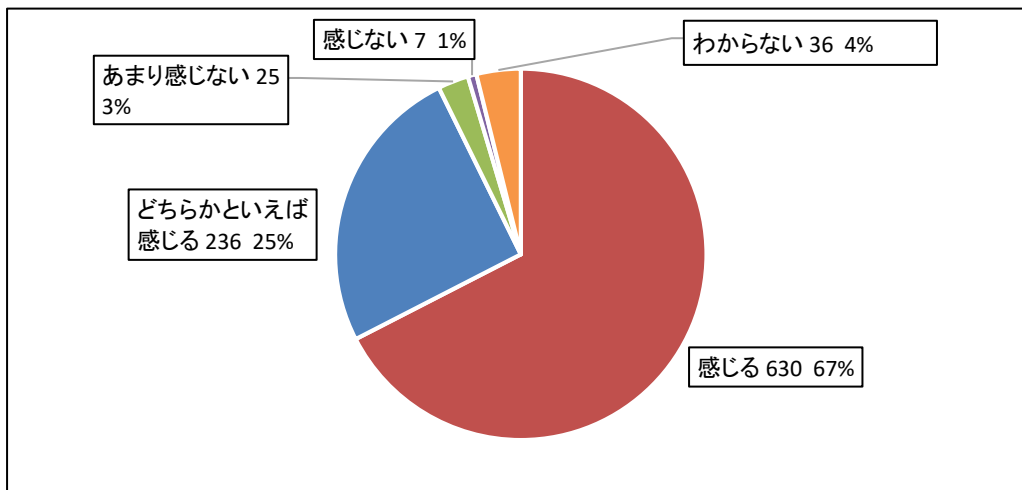
① 小学生



② 中学生



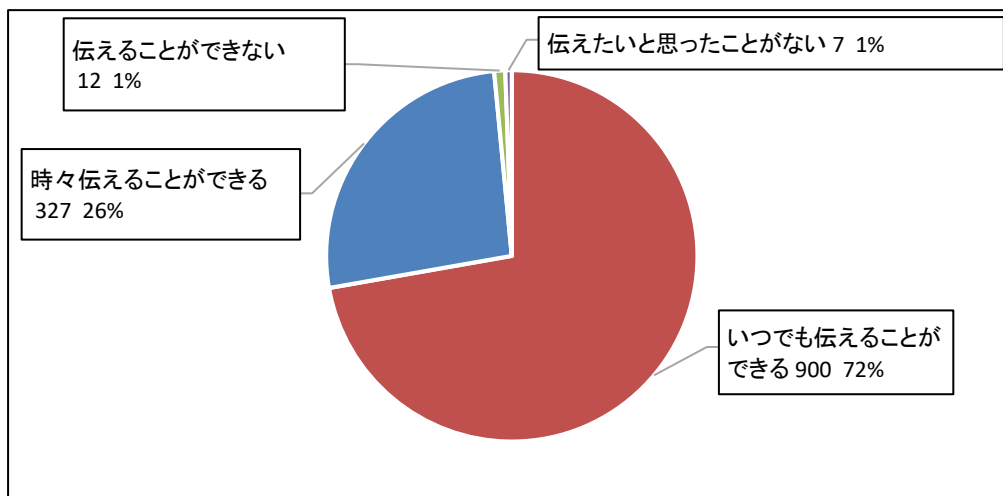
③ 高校生



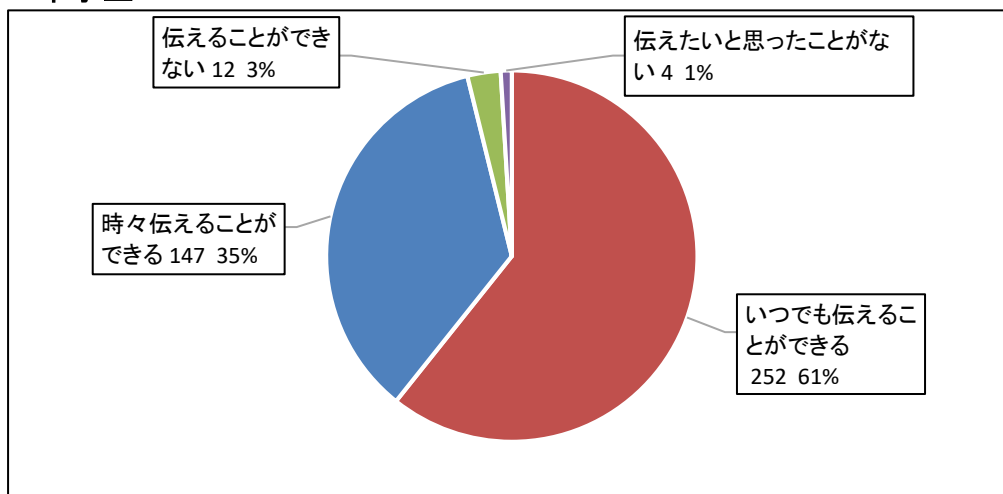
(4) 何かをしたい、何かが欲しいと思ったときに、親に自分の気持ちを伝えられますか？

【アンケート結果】

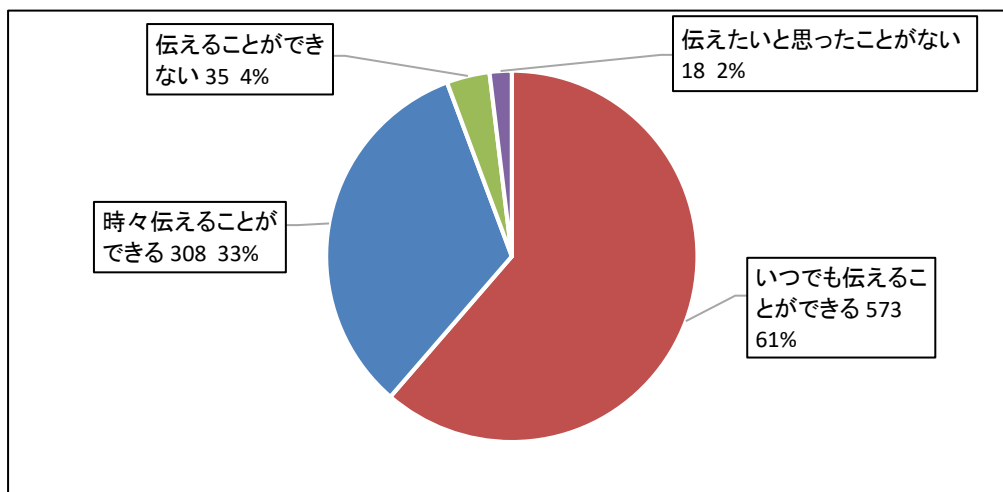
① 小学生



② 中学生



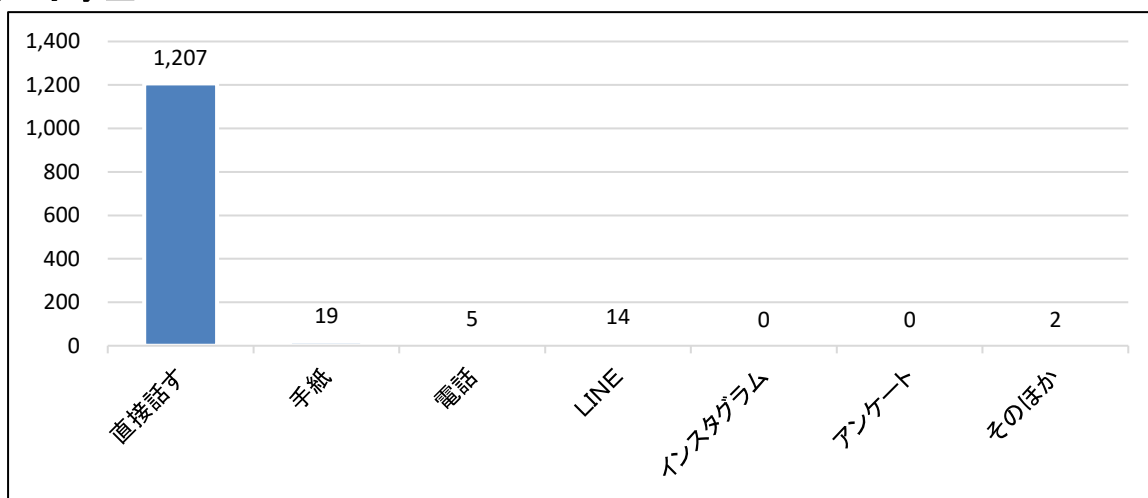
③ 高校生



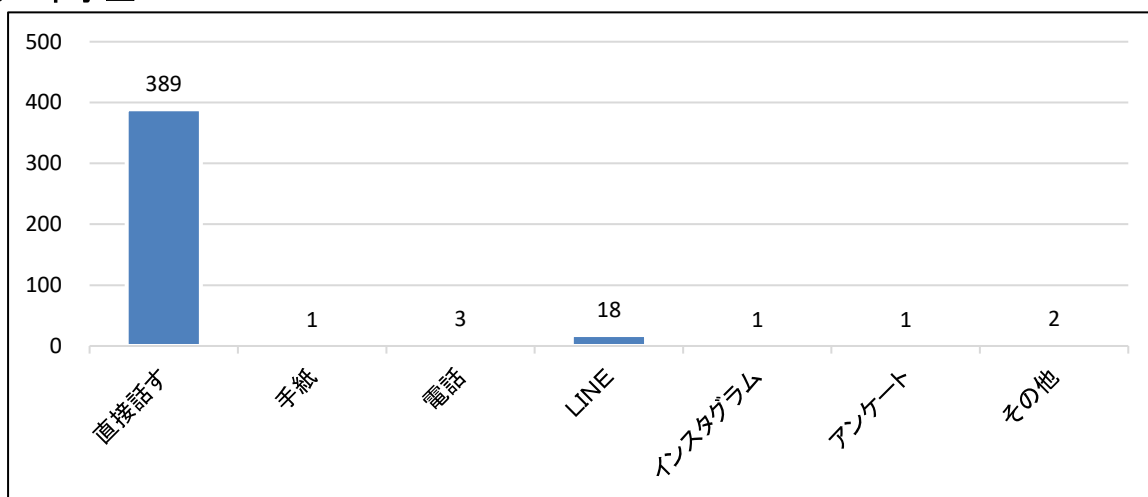
(5) 親に伝えたいことがあるときに、どんな方法が伝えやすいですか？

【アンケート結果】

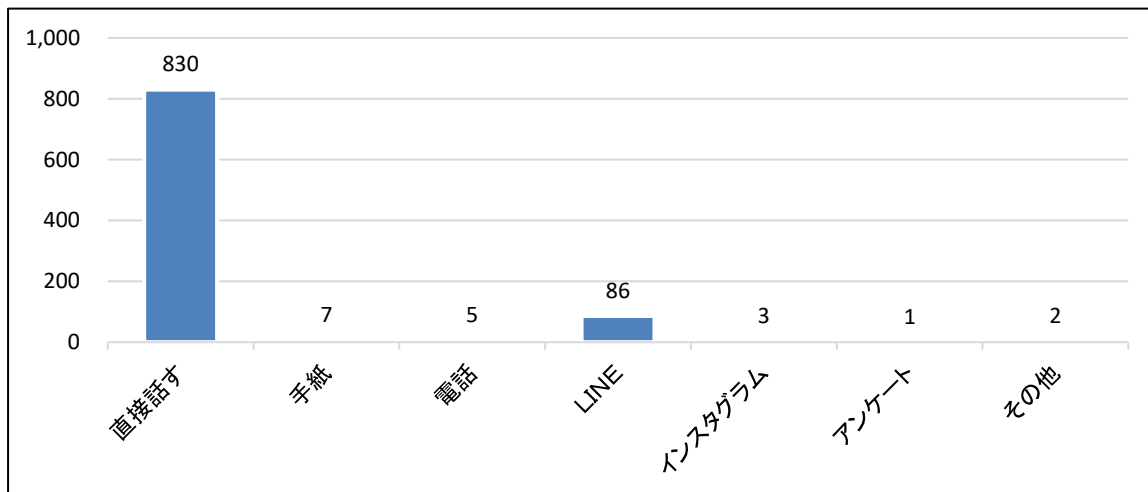
① 小学生



② 中学生



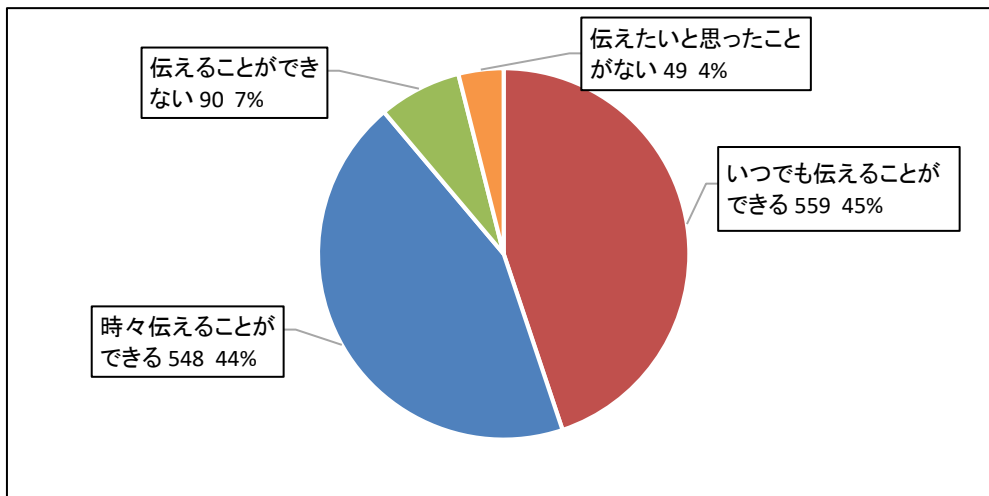
③ 高校生



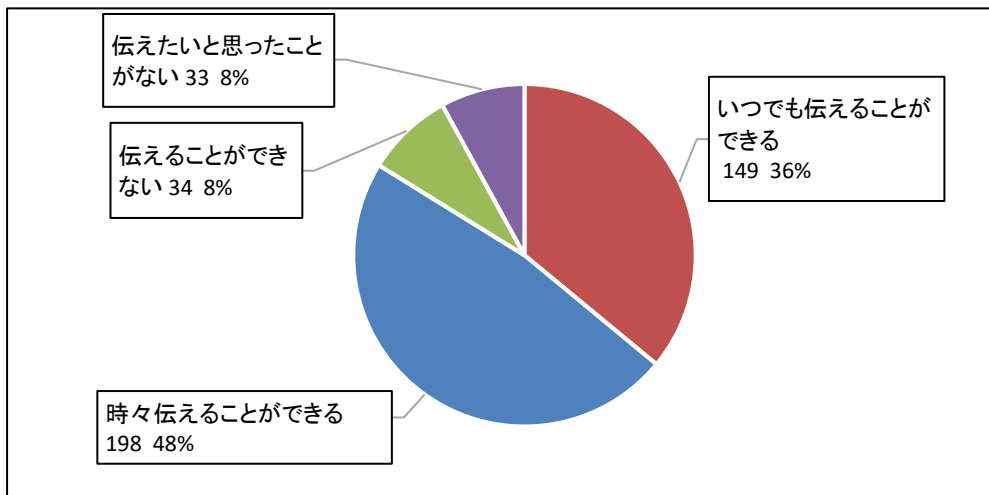
(6) 学校で何かをしたいと思ったときに、先生に自分の気持ちや考えを伝えられますか？

【アンケート結果】

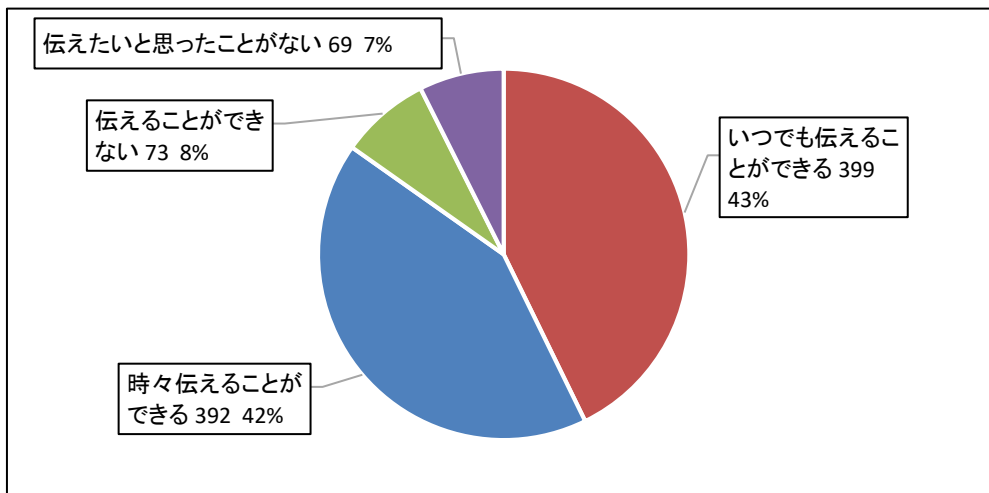
① 小学生



② 中学生



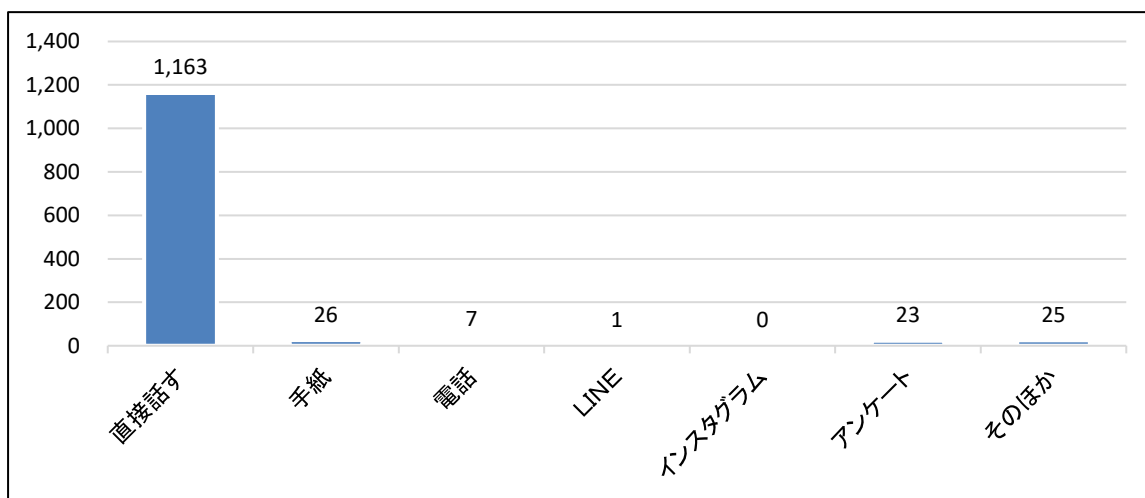
③ 高校生



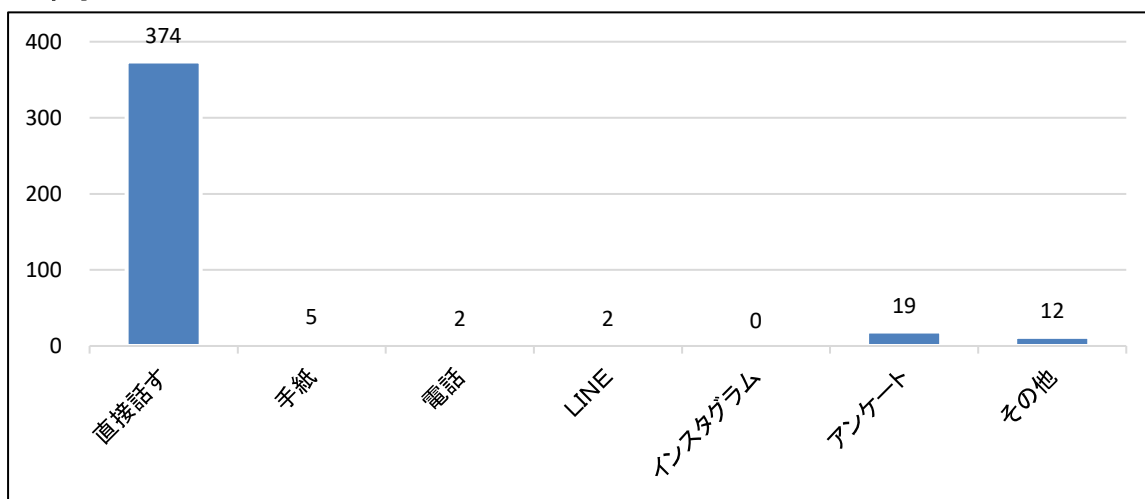
(7) 先生に伝えたいことがあるときに、どんな方法が伝えやすいですか？

【アンケート結果】

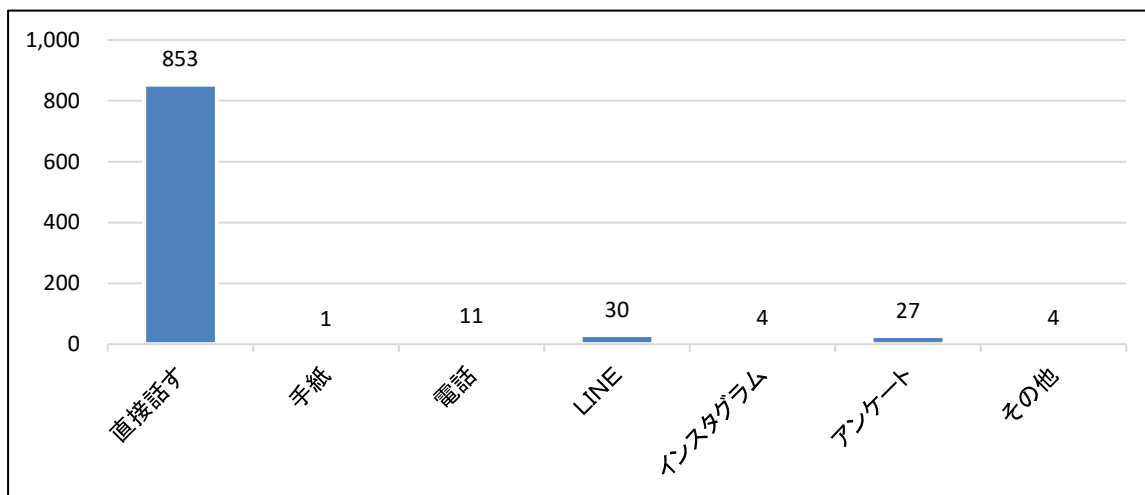
① 小学生



② 中学生



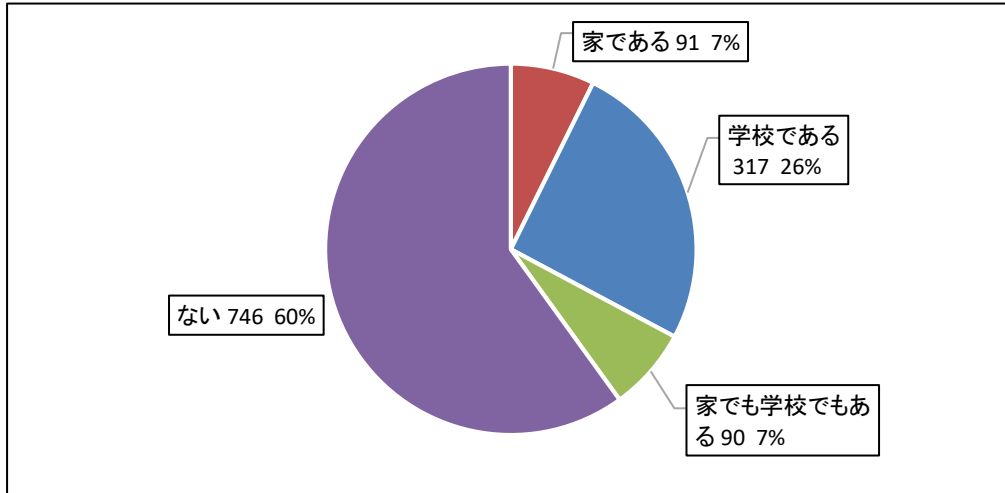
③ 高校生



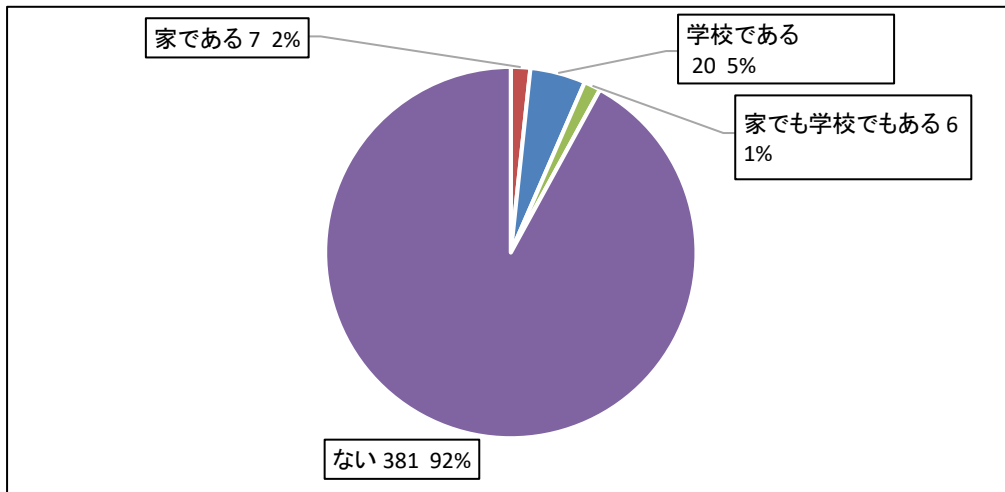
(8) 家や学校で「いやなことをされたり、言われたりしたこと」がありますか？
 ((中高校生) 家や学校で、不当な扱いを受けていると感じることがありますか?)

【アンケート結果】

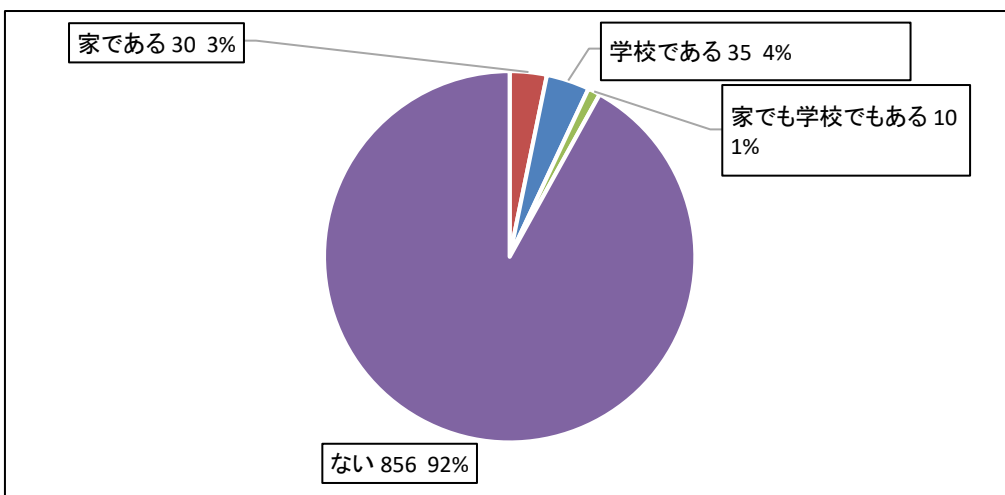
① 小学生



② 中学生



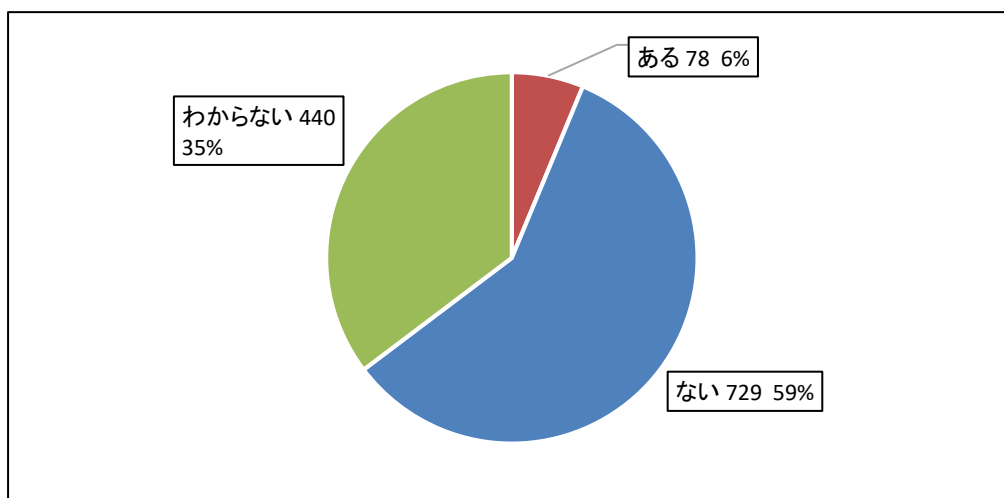
③ 高校生



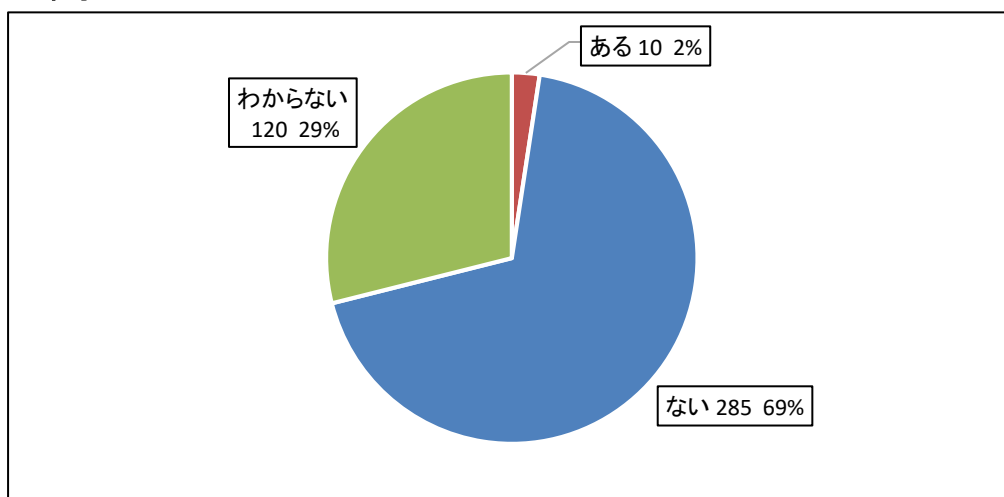
(9) 自分のまわりで差別を感じることはありませんか？

【アンケート結果】

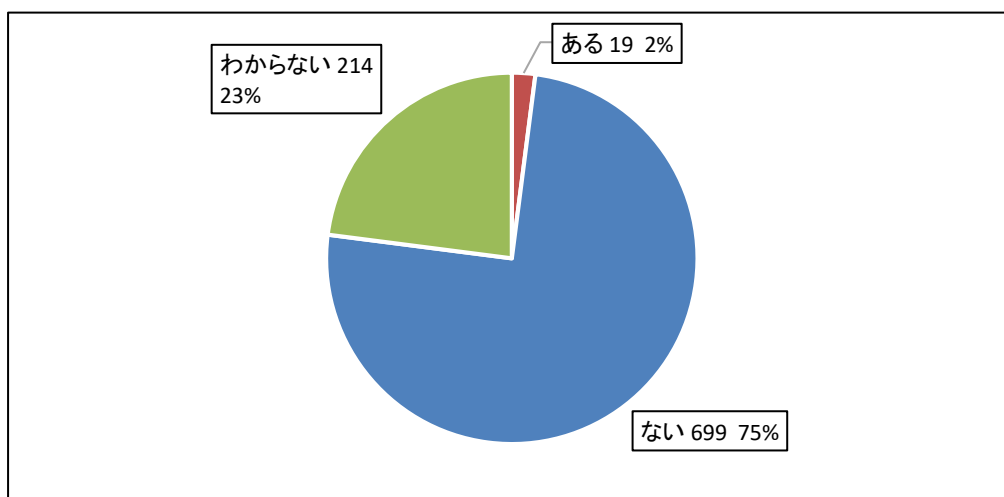
① 小学生



② 中学生



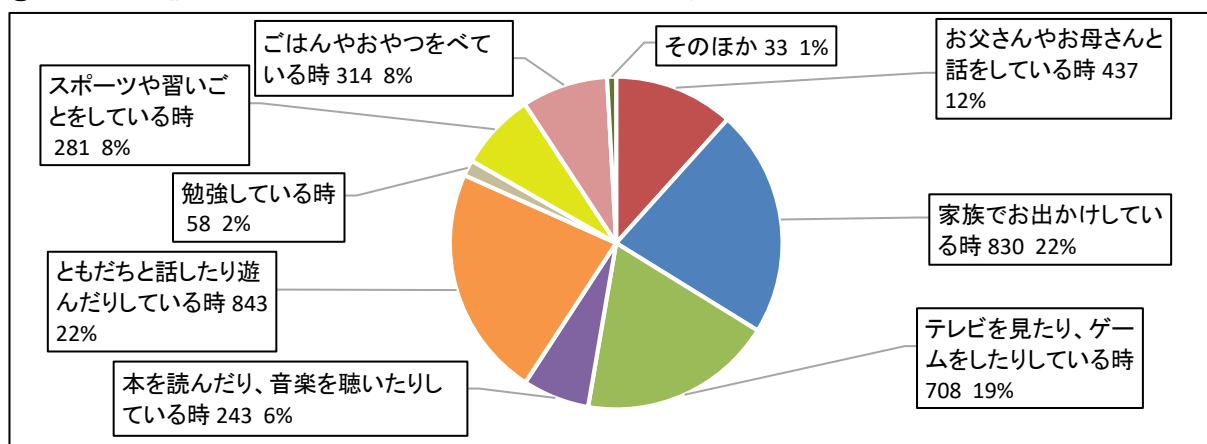
③ 高校生



(10) その他

【アンケート結果】

① 家や学校で楽しいと感じるのはどんな時ですか？（小学生）



【意見交換会での主な意見】

① こどもの幸せって何だと思いますか？

中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひいきや差別がなく、個性、個人差があることを認め合うこと ・ 何かに縛られず自由があること ・ ご飯を食べる等の日常生活が当たり前に行えること ・ 趣味ややりたいことができる環境があること ・ 学校での少人数のグループ活動について、教え合いができること
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族でご飯を食べたり、ぐっすり眠ったり、いつもの日常が幸せ ・ 好きなことをしているとき

② こどもの幸せを守るために、何が必要だと思いますか？

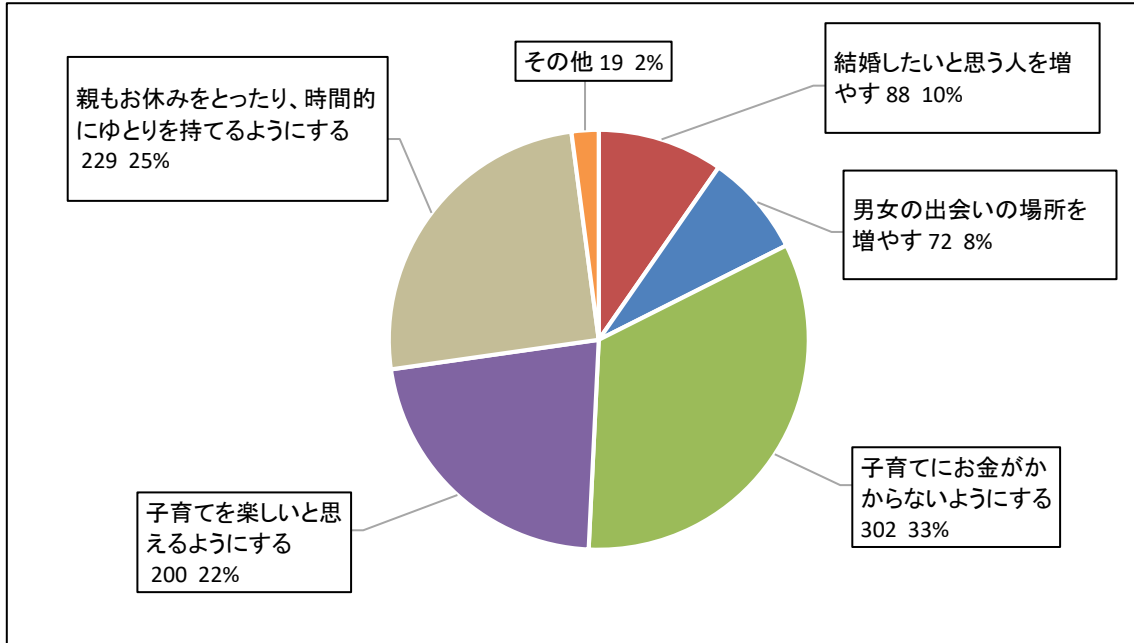
中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友達や家族が大切にしてくれる環境があること ・ 様子を見て、声掛けをしてくれる大人がいること ・ 話し合いのできる場所や話を聞いてもらえる環境があること ・ 個性に合わせた活動や勉強を効率よくできる環境があること ・ 学校で担任以外の先生とも話ができる環境があること
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの意見が尊重されること、大人の意見に縛られないこと ・ 家庭環境が充実していること ・ 人と人とのつながりを大切にすること ・ 教育を充実させること ・ 子どもだけではできないことも多いため、大人が見守ってくれること ・ 健康でいること ・ 不自由しないだけのお金があること

2 少子化対策について

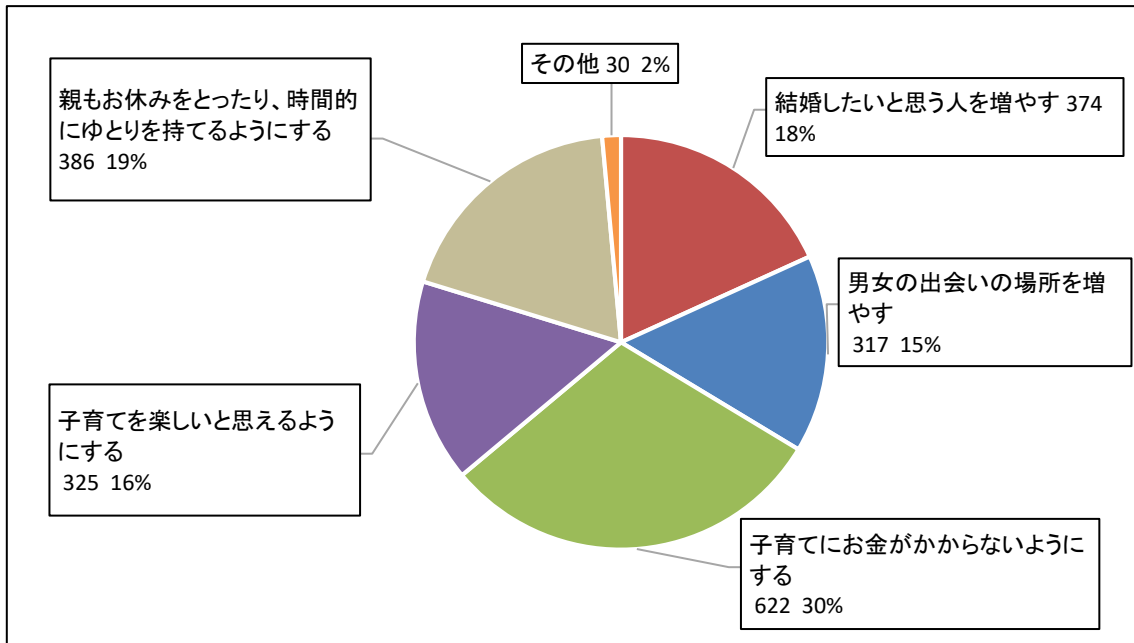
(1) こどもが少なくなってきましたが、どうすれば増えると思いますか？

【アンケート結果】

① 中学生



② 高校生



【意見交換会での主な意見】

<p>中学生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもがいることの魅力を共有できる場所をつくる ・ こどもの時に良い家庭環境で過ごすことで、こどもをつくろうと思えるのではないか ・ 人材不足の仕事に興味を持てるようにする ・ 将来の働く内容が限定的になる可能性があるため、仕事について紹介したり体験したりする機会を設ける
<p>高校生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産休、育休後の復帰しやすい環境づくり ・ 子育てをするために働き方改革を行う ・ 子育て支援サービスや施設を充実させる ・ こどもがいないという理由がお金や時間がないためであり、社会全体でサポートする必要がある ・ 市の子育て支援のための予算を多くする（無駄な支出を減らす） ・ 企業誘致により労働人口を増やし、税収を増やす ・ マッチングアプリは快く思わない人もいるため、市役所（公的機関）が出会いの場を提供する（周知の方法については、LINEやインスタは見る気にならないこと、広報は堅すぎることから、紙媒体でポップなものがよい）

(2) 少子化についてどう思いますか？

【意見交換会での主な意見】

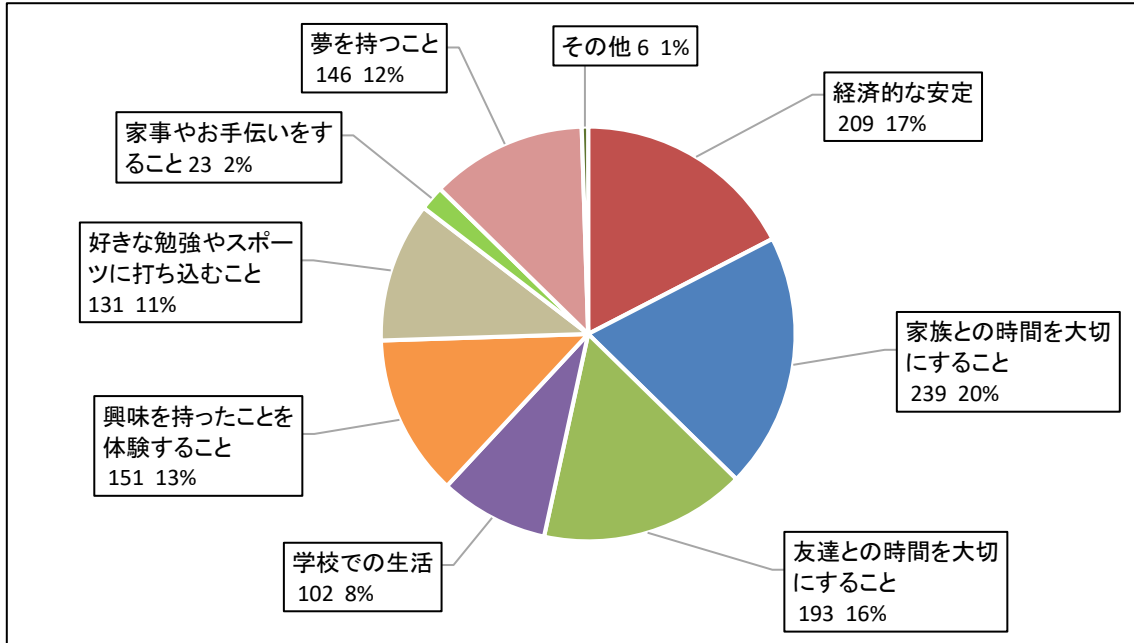
<p>中学生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人が増え、働く人が少なくなる ・ 高齢者と関わる可能性が増えることで世界が広がる ・ 仕事の体験や経験の機会が少なくなる ・ 仕事の選択肢が減る ・ こどもができることの可能性を狭くしてしまう ・ 決まりごとに縛られることが多くなる ・ 人数が少ないことで、仲の良い人が多くなる可能性がある
<p>高校生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消滅する市町村があり、独自に培ってきた文化が失われる ・ 若い世代の一人一人の負担が増大する ・ 労働人口が減少する ・ 社会経済に影響がある ・ 街の賑わいがなくなる

3 子育て支援サービスについて

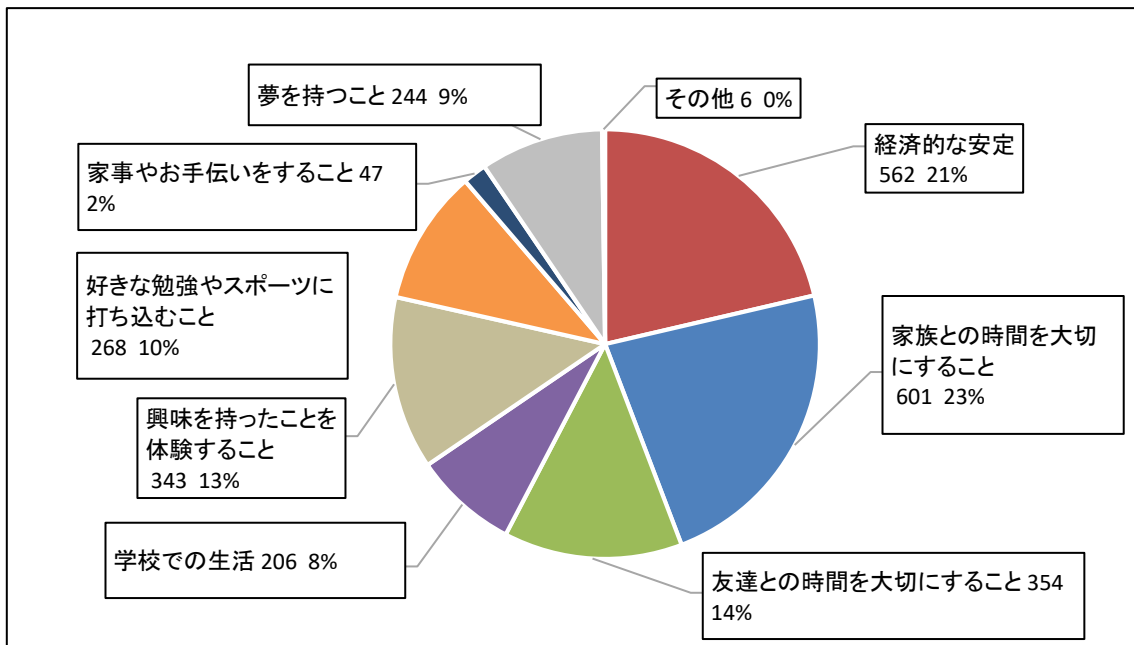
(1) こどもが成長する中で大事なことは何だと思えますか？

【アンケート結果】

① 中学生



② 高校生



(2) その他

【意見交換会での主な意見】

① 大垣市の子育て支援に関する取り組みについて、何か知っていますか？

高校生	・医療費助成、子育てサロン、子ども食堂
-----	---------------------

② こどもが成長する中で、どんなサービスがあるといいと思いますか？

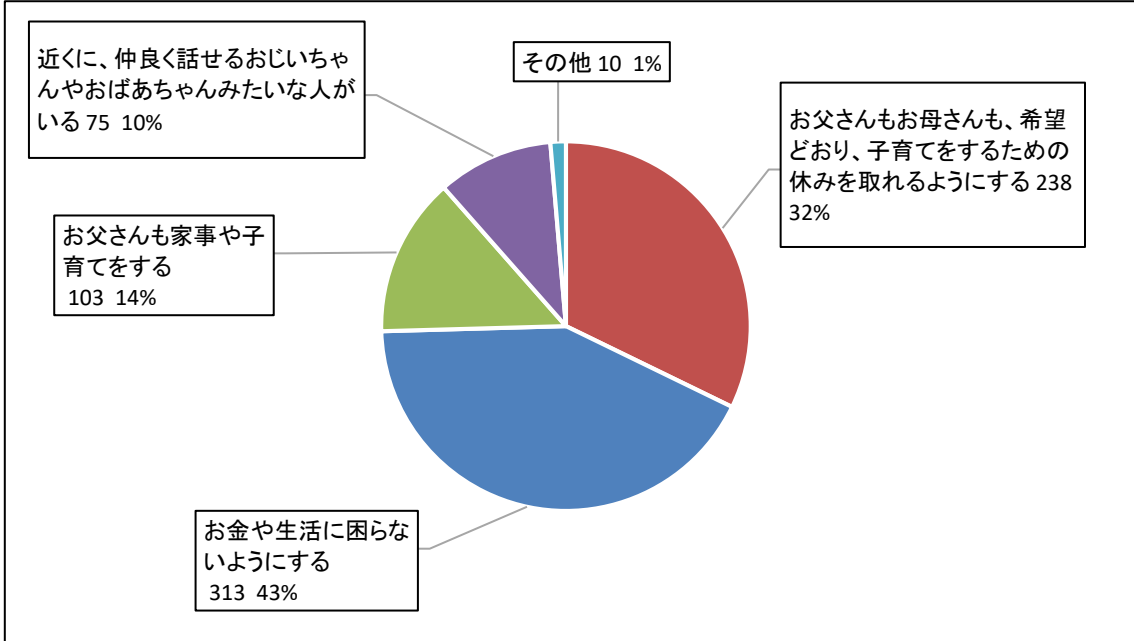
高校生	<ul style="list-style-type: none">・好きなことができる居場所をつくる（小さな子が遊ぶ場だけでなく、中高生も満足できる場所）・今はネットの遊びばかりのため、昔の遊びや知恵等が学べる場所をつくる・政治に興味を持てるコンテンツを制作する（選挙権があっても大垣市の政治等についてあまり知らないため、気軽に学べたらよい）
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 共働き・子育てについて

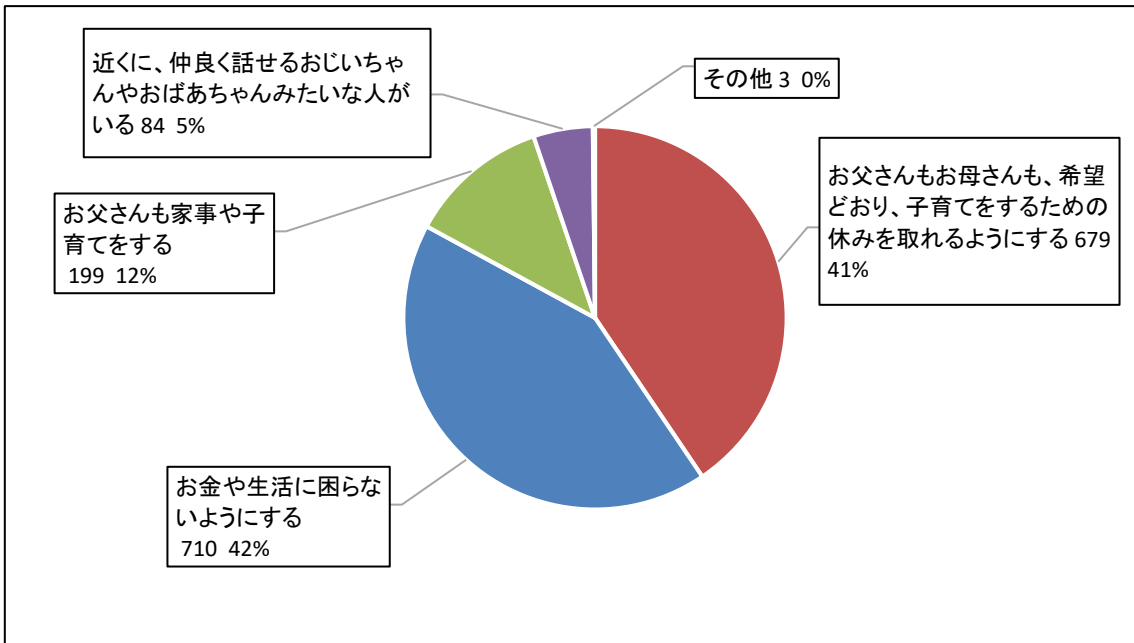
(1) 子育てをしやすくするために必要なことは何だと思いますか？

【アンケート結果】

① 中学生



② 高校生



【意見交換会での主な意見】

高校生	・地域のつながりを増やす（小学校低学年の頃に、近所の家で遊ばせてもらったこともあるので、そういったつながりができるといいのでは）
-----	------------------------------------------------------------------

(2) その他

【意見交換会での主な意見】

① 「共育て」がどんなことか知っていますか？

高校生	<ul style="list-style-type: none">・両親で子育てをするために、職場も子育てについて理解を示すこと・母親に負担が集中しているため、父親も一緒に子育てを行うこと・社会全体で子育てを応援すること
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 仕事をしながら子育てするために必要なことは何だと思いますか？

高校生	<ul style="list-style-type: none">・社会全体で子育てへの理解を促進する・家族とのコミュニケーション（スケジュール調整や役割分担）・フレックスタイムの導入等の様々な働き方ができる職場を増やす・休みを取りやすくする・保育士が減少しているため、子どもを見てくれる人を増やす・職場での託児所を増やす
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 こどもの居場所づくりについて

【意見交換会での主な意見】

(1) 家や学校以外に居たい場所がありますか？それはどこですか？

中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動、部活、習いごと、塾、公園
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の時間を楽しめる場所 ・一人静かに過ごせる場所 ・気軽に話ができる友達や大人がいる場所、相談できる人がいる場所 ・塾（友人と食事したり話したりできる場所） ・夏は涼しく、冬は暖かい場所 ・図書館や落ち着いた雰囲気のある場所 ・ファストフード店、ショッピングモール ・身体を動かせる場所、スポーツやレクリエーションできる場所

(2) 家や学校以外に居場所が必要だと思いますか？その理由は何ですか？

高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・家や友人のほかに頼れる場所があるといい ・家から逃げたいと思った時に、他に行く場所があると安心 ・他に居場所があると安心できる（なくなった時の保険） ・いじめや差別などの問題はあるので、相談できる場所は必要
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) どんなことをしている場所に行きたい、居たいと思いますか？

中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ考えを持っている人がいる場所、話せる人がいる場所 ・ショッピングモールなど人が多く集まる場所 ・趣味や価値観が合う人がいる場所
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・同年代の人や信頼できる人がいる場所 ・悩みがあるとき、話を聞いてくれる人がいる場所 ・自習室のような、広い空間に机や椅子があって、自由に使える場所 ・wi-fiやパソコンが使える場所 ・ご飯が食べられる場所（美味しいとなお良い） ・騒がしくない、落ち着ける場所 ・18歳未満のためのフリースペース ・市役所の食堂等のスペースで、相談できる人が常駐していて、いつでも行ける、いつでも相談できる場所

こどもまんなか意見交換会 アンケート結果

1 今回の意見交換会は楽しめましたか

楽しかった	12人
まあまあ	2人
いまいち	0人
全然ダメ	0人

2 今回参加した理由は何ですか（複数回答）

市の政策に興味があった	3件
面白そうだと思った	4件
学校の先生に言われて	7件
親に言われてなんとなく	3件
その他	0件

3 今回の資料はどうでしたか

難しい	0人
読みにくい	0人
普通	2人
読みやすい	10人
簡単	2人

4 こどもまんなか意見交換会にまた参加したいと思いますか

参加したい	14人
参加したくない	0人

「参加したい」と回答した理由

- ・意見交換会の雰囲気や空気が良くて、自分の本音を話せたから。
- ・自分の意見をもっと言いたいから。
- ・大垣市の仲間と直接意見交換できる良い機会だから。
- ・大垣市のことが分かり、自分もそれに参加したいから。
- ・子育てについて今回みんなで考えて、とても楽しく、おもしろかったから。
- ・社会の現状について、色々考えることができたから。
- ・大垣市の現状を知る良い機会になった。学校での学びに生かしたい。

5 今後どのような形で行うといいと思いますか（複数回答）

今回のように募集して意見を聴く会を開催する	12件
授業の一環として市の職員が学校へ聴きに行く	4件
こどもの居場所や子ども食堂、市の施設などに市の職員が行き、意見を聴く	2件
集まって意見を聴くのではなく、アンケート等で答えるだけにする	0件
その他	0件

6 自由記載

- ・違うグループの子とも話してみたかった（1件）
- ・市長とも話してみたい（1件）